

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事
工事地名	群馬県伊勢崎市赤堀今井町 1 丁目地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 1 月	1 2) 設 計 年 月	令和 8 年 3 月
2) 事務所名	高崎河川国道事務所 工務第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026030019	1 4) 単価適用年月	2026 年 3 月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026 年 3 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路改良工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	304 日間 自 令和 8 年 4 月 1 日 (当初) 至 令和 9 年 1 月 29 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	群馬県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	前橋・高崎地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 5 0 号	2 2) 処 分 費 等	7,200
		2 3) 公 告 日	令和 8 年 1 月 30 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良			式	1		60,993,800			
道路土工			式	1		23,767,327			
掘削工			式	1		13,626			
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上 50,000m3未満	m3	60	227.1	13,626				単-1号
路体盛土工			式	1		187,080			
路体(築堤)盛土 (1)	2.5m未満	m3	20	6,807	136,140				単-2号
路体(築堤)盛土 (2)	2.5m以上4.0m未満	m3	60	849	50,940				単-3号
路体盛土工(ICT)			式	1		13,963,632			
路体(築堤)盛土(ICT)			m3	10,500	253.1	2,657,550			単-4号
土砂等運搬 (1)(土取場～現場)	土砂	m3	11,410	754.2	8,605,422				単-5号
積込(ルース) (1)	土砂 土量50,000m3未 満	m3	11,400	236.9	2,700,660				単-6号
路床盛土工			式	1		972,862			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
路床盛土 (1)		2.5m未満	m3	110	6,907	759,770			単-7号
路床盛土 (2)		2.5m以上4.0m未満	m3	50	892.1	44,605			単-8号
土砂等運搬 (2) (土取場～現場)		土砂	m3	170	754.2	128,214			単-9号
積込(ルース) (2)		土砂 土量50,000m3未満	m3	170	236.9	40,273			単-10号
路床盛土工 (ICT)			式	1		6,623,326			
路床盛土 (ICT)			m3	4,500	365.6	1,645,200			単-11号
土砂等運搬 (3) (土取場～現場)		土砂	m3	5,030	754.2	3,793,626			単-12号
積込(ルース) (3)		土砂 土量50,000m3未満	m3	5,000	236.9	1,184,500			単-13号
歩道盛土工			式	1		801,682			
歩道盛土 (1)		2.5m未満	m3	40	6,807	272,280			単-14号
歩道盛土 (2)		2.5m以上4.0m未満	m3	250	849	212,250			単-15号
土砂等運搬 (4) (土取場～現場)		土砂	m3	320	754.2	241,344			単-16号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込(ルース) (4)		土砂 土量50,000m3未満	m3	320	236.9	75,808			単-17号
路肩盛土工			式	1		47,779			
路肩盛土		2.5m未満	m3	6	6,807	40,842			単-18号
土砂等運搬 (5)(土取場～現場)		土砂	m3	7	754.2	5,279			単-19号
積込(ルース) (5)		土砂 土量50,000m3未満	m3	7	236.9	1,658			単-20号
畦畔盛土工			式	1		136,140			
畦畔盛土		2.5m未満	m3	20	6,807	136,140			単-21号
路体外盛土工			式	1		27,228			
路体外盛土		2.5m未満	m3	4	6,807	27,228			単-22号
法面整形工(ICT)			式	1		993,972			
法面整形(切土部)(ICT)		軽質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	10	879	8,790			単-23号
法面整形(盛土部)(ICT)		法面締固め無し	m2	1,770	556.6	985,182			単-24号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
地盤改良工			式	1		1, 166, 670			
路床安定処理工			式	1		1, 166, 670			
安定処理		1mを超え2m以下 固化材100m2あたり使用量 8.79t/100m2 セメント系固化材(高有機質土用 フロン)	m2	298	3, 915	1, 166, 670			単-25号
擁壁工			式	1		12, 755, 761			
作業土工			式	1		283, 234			
床掘り (1)		土砂 標準	m3	340	240. 1	81, 634			単-26号
埋戻し (1)		土砂 最大埋戻幅1m以上4m未満	m3	100	2, 016	201, 600			単-27号
帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁工			式	1		12, 472, 527			
補強土壁基礎		18-8-40(高炉)	m	47	6, 956	326, 932			単-28号
補強土壁壁面材組立・設置		帯鋼補強土壁	m2	173	31, 080	5, 376, 840			単-29号
補強材取付		帯鋼補強土壁	m	1, 240	2, 079	2, 577, 960			単-30号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
まき出し・敷均し、締固め		帯鋼補強土壁	m3	793	1,978	1,568,554			単-31号
土砂等運搬 (6) (土取場～現場)		土砂	m3	670	754.2	505,314			単-32号
積込(ルーズ) (6)		土砂 土量50,000m3未満	m3	670	236.9	158,723			単-33号
壁面上端処理		幅 0.3m	m	46	34,910	1,605,860			単-34号
排水管敷設		シングル 有孔管 φ200	m	53	6,648	352,344			単-35号
カルバート工			式	1		747,451			
作業土工			式	1		40,001			
床掘り (2)		土砂 小規模	m3	7	2,237	15,659			単-36号
埋戻し (2)		土砂 小規模	m3	6	4,057	24,342			単-37号
プレキャストカルバート工			式	1		707,450			
プレキャストボックス (1)		内幅 0.3m 内高 0.3m	m	5	32,990	164,950			単-38号
プレキャストボックス (2)		内幅 0.8m 内高 0.8m	m	7	77,500	542,500			単-39号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
排水構造物工		式	1		20,431,387				
作業土工		式	1		665,989				
床掘り (3)	土砂 標準	m3	130	240.1	31,213			単-40号	
床掘り (4)	土砂 小規模	m3	100	2,237	223,700			単-41号	
埋戻し (3)	土砂 最大埋戻幅1m以上4m未満	m3	70	2,016	141,120			単-42号	
埋戻し (4)	土砂 小規模	m3	50	4,057	202,850			単-43号	
基面整正		m2	130	516.2	67,106			単-44号	
側溝工		式	1		18,587,718				
プレキャストU型側溝 (1)	PU1-B300-H300	m	110	10,270	1,129,700			単-45号	
プレキャストU型側溝 (2)	PU2-B300-H300	m	90	8,441	759,690			単-46号	
プレキャストU型側溝 (3)	PU2-B900-H900	m	171	52,040	8,898,840			単-47号	
プレキャストU型側溝 (4)	PU3-B300-H300	m	23	9,081	208,863			単-48号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
プレキャストU型側溝 (5)		1種 BF-B400-H260	m	26	10,410	270,660			単-49号
側溝蓋 (1)		コンクリート蓋 PU2-300用	枚	162	1,831	296,622			単-50号
側溝蓋 (2)		グレーチング 蓋 PU2-300用	枚	9	21,520	193,680			単-51号
側溝蓋 (3)		コンクリート蓋 PU2-900用	枚	154	20,520	3,160,080			単-52号
側溝蓋 (4)		グレーチング 蓋 PU2-900用	枚	34	103,100	3,505,400			単-53号
側溝蓋 (5)		コンクリート蓋 PU3-300用	枚	41	2,803	114,923			単-54号
側溝蓋 (6)		グレーチング 蓋 PU3-300用	枚	2	24,630	49,260			単-55号
集水枠・マンホール工			式	1		1,177,680			
現場打ち集水枠 (1)		600×600×500(車)	箇所	1	51,150	51,150			単-56号
現場打ち集水枠 (2)		700×700×600(車)	箇所	1	65,070	65,070			単-57号
現場打ち集水枠 (3)		700×700×600(歩)	箇所	1	65,070	65,070			単-58号
現場打ち集水枠 (4)		1200×1200×1200(歩)	箇所	2	201,700	403,400			単-59号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
蓋 (1)		グレーチング 蓋 600×600 用 車道用 T-25 ホルト 固定式 細目	枚	1	64,030	64,030			単-60号
蓋 (2)		グレーチング 蓋 700×700 用 車道用 T-25 ホルト 固定式 細目	枚	1	81,930	81,930			単-61号
蓋 (3)		グレーチング 蓋 700×700 用 歩道用 T-2 落込式 (鎖付) 細目	枚	1	38,230	38,230			単-62号
蓋 (4)		グレーチング 蓋 1200×120 0用 歩道用 T-2 落込 式(鎖付) 細目	枚	2	204,400	408,800			単-63号
構造物撤去工			式	1		85,544			
構造物取壊し工			式	1		63,566			
U型側溝撤去		BF-250×180	m	41	446.4	18,302			単-64号
擁壁撤去		H=0.5	m	41	1,104	45,264			単-65号
運搬処理工			式	1		21,978			
殻運搬 (1)		コンクリート殻(鉄筋)	m3	1	3,458	3,458			単-66号
殻運搬 (2)		コンクリート殻(無筋)	m3	4	2,830	11,320			単-67号
殻処分 (1)		コンクリート殻(鉄筋)	m3	1	2,500	2,500			単-68号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻処分 (2)		コンクリート殻(無筋)							単-69号
			m3	4	1, 175	4, 700			
仮設工									
			式	1		2, 039, 660			
交通管理工									
			式	1		2, 039, 660			
交通誘導警備員									単-70号
			人日	119	17, 140	2, 039, 660			
直接工事費									
			式	1		60, 993, 800			
共通仮設費									
			式	1		8, 243, 025			
共通仮設費									
			式	1		1, 882, 025			
技術管理費									
			式	1		1, 218, 025			
六価クロム溶出試験費									内-1号
			式	1		7, 800			
システム初期費 (ICT)									内-2号
			式	1		1, 146, 000			
道路施設基本データ作成費用									内-3号
			式	1		64, 225			
現場環境改善費 (率計上)									
			式	1		664, 000			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共通仮設費（率計上）		式	1		6,361,000				
純工事費		式	1		69,236,825				
現場管理費		式	1		21,620,000				
工事原価		式	1		90,856,825				
一般管理費等		式	1		15,753,175				
工事価格		式	1		106,610,000				
消費税相当額		式	1		10,661,000				
工事費計		式	1		117,271,000				

一式当たり内訳書

六価 μ m溶出試験費
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
六価 μ m溶出試験	環境庁告示第46号溶出試験	検体	1	7,800	7,800			
合 計					7,800			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	バックホ	式	1		598,000			
システム初期費 (I C T)	フルトーサ	式	1		548,000			
合 計					1,146,000			

一式当たり内訳書

道路施設基本データ作成費用

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本データ作成費用		式	1		64,225			
合 計					64,225			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	227.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 オープンカット 無し 無し 10,000m3以上50,000m3未満	m 3	1	227.1	227.1		
計						227.1		
単価						227.1	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	路体(築堤)盛土 (1)	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,807
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2.5m未満	m 3	1	6,807	6,807		
計						6,807		
単価						6,807	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-3号	路体(築堤)盛土 (2)	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価	849
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体(築堤)盛土		2.5m以上4.0m未満	m 3	1	849	849		
計						849		
単価						849	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-4号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	253.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体(築堤)盛土(ICT)		20,000m3未満 無し	m 3	1	253.1	253.1		
計						253.1		
単価						253.1	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一5号	土砂等運搬 (1)(土取場～現場)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	754.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)無し 3.0km以下	m 3	1	754.2	754.2		
計						754.2		
単価						754.2	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一6号	積込(ルーズ) (1)	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	236.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	236.9	236.9		
計						236.9		
単価						236.9	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一7号	路床盛土 (1)	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,907
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路床盛土		2.5m未満	m 3	1	6,907	6,907		
計						6,907		
単価						6,907	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一8号	路床盛土 (2)	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価	892.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路床盛土		2.5m以上4.0m未満	m 3	1	892.1	892.1		
計						892.1		
単価						892.1	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	土砂等運搬 (2) (土取場～現場)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	754. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 3.0km以下	m 3	1	754. 2	754. 2		
計						754. 2		
単価						754. 2	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	積込(ルーズ) (2)	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	236. 9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	236. 9	236. 9		
計						236. 9		
単価						236. 9	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	路床盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	365.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路床盛土 (I C T)		20,000m3未満 無し	m 3	1	365.6	365.6		
計						365.6		
単価						365.6	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	土砂等運搬 (3) (土取場～現場)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	754.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 〆ック山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 3.0km以下	m 3	1	754.2	754.2		
計						754.2		
単価						754.2	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一13号	積込(ルーズ) (3)	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	236.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	236.9	236.9		
計						236.9		
単価						236.9	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一14号	歩道盛土 (1)	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,807
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体(築堤)盛土		2.5m未満	m 3	1	6,807	6,807		
計						6,807		
単価						6,807	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一15号	歩道盛土 (2)	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価	849
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2.5m以上4.0m未満	m 3	1	849	849		
計						849		
単価						849	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一16号	土砂等運搬 (4) (土取場～現場)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	754. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 〆ック山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 3.0km以下	m 3	1	754. 2	754. 2		
計						754. 2		
単価						754. 2	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一17号	積込(ルーズ) (4)	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	236.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	236.9	236.9		
計						236.9		
単価						236.9	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一18号	路肩盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,807
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体(築堤)盛土		2.5m未満	m 3	1	6,807	6,807		
計						6,807		
単価						6,807	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一19号	土砂等運搬 (5)(土取場～現場)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	754.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)無し 3.0km以下	m 3	1	754.2	754.2		
計						754.2		
単価						754.2	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一20号	積込(ルーズ) (5)	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	236.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	236.9	236.9		
計						236.9		
単価						236.9	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一21号	畦畔盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,807
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2.5m未満	m 3	1	6,807	6,807		
計						6,807		
単価						6,807	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一22号	路体外盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,807
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2.5m未満	m 3	1	6,807	6,807		
計						6,807		
単価						6,807	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一23号	法面整形(切土部)(ICT)	埴質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	879
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (I C T)		切土部 埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	879	879		
計						879		
単価						879	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一24号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価	556.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (I C T)		盛土部 無し 埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	556.6	556.6		
計						556.6		
単価						556.6	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一25号	安定処理	1mを超え2m以下 固化材100m2あたり使用量 8.79t/100m2 セメント系固化材(高有機質土用 フレコン)	単位	m2	数量	1	単価	3,915
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
安定処理		バックホウ 構造物基礎 1mを超え2m以下 8.79t/100m2	m 2	1	3,915	3,915		
計						3,915		
単価						3,915	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一26号	床掘り (1)	土砂 標準	単位	m3	数量	1	単価	240.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 標準 無し 無し	m 3	1	240.1	240.1		
計						240.1		
単価						240.1	円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一27号	埋戻し (1)	土砂 最大埋戻幅1m以上4m未満	単位	m3	数量	1	単価	2,016
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		最大埋戻幅1m以上4m未満	m 3	1	2,016	2,016		
計						2,016		
単価						2,016	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一28号	補強土壁基礎	18-8-40(高炉)	単位	m	数量	46.5	単価	6,956
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		小型構造物 人力打設 18-8-40(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m 3	3.7	37,580	139,046		
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	18.8	9,561	179,746.8		
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 差筋及び杭頭処理	t	0.025	185,800	4,645		
計						323,437.8		
単価						6,956	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一29号	補強土壁壁面材組立・設置	帯鋼補強土壁	単位	m2	数量	173. 4	単価	31, 080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
補強土壁壁面材組立・設置		帯鋼補強土壁	m 2	173. 4	3, 063	531, 124. 2		
コンクリートスキン		F4 t=140mm 1500×1500	枚	45	56, 200	2, 529, 000		
コンクリートスキン		FS4 t=140mm 1500×1480 さし筋 b=300	枚	16	60, 900	974, 400		
コンクリートスキン		H2 t=140mm 1500×750	枚	16	31, 100	497, 600		
コンクリートスキン		HS2 t=140mm 1500×730 さし筋 b=300	枚	15	35, 900	538, 500		
孔あきスキン		F04 t=140mm 1500×1500 φ 250	枚	1	71, 000	71, 000		
水平目地材		85×20×600	枚	124	1, 230	152, 520		
透水防砂材		420×4	m	111. 9	850	95, 115		
計						5, 389, 259. 2		
単価						31, 080	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一30号	補強材取付	帯鋼補強土壁	単位	m	数量	1, 240	単価	2, 079
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
補強材取付（帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁）		帯鋼補強土壁	m	1, 240	123. 5	153, 140		
ストリップ		PL(SS400) 80×4. 0×4000 (ホルトナット1組付)	本	310	7, 820	2, 424, 200		
計						2, 577, 340		
単価						2, 079	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-31号	まき出し・敷均し、締固め	帯鋼補強土壁	単位	m3	数量	792.9	単価	1,978
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
まき出し・敷均し、締固め		帯鋼補強土壁	m 3	792.9	1,180	935,622		
吸出し防止材設置			m 2	186	837.2	155,719.2		
背面砕石		RC-40	m 3	70	2,520	176,400		
排水ブランク		RC-40	m 3	119	2,520	299,880		
計						1,567,621.2		
単価						1,978	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一32号	土砂等運搬 (6)(土取場～現場)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	754.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)無し 3.0km以下	m 3	1	754.2	754.2		
計						754.2		
単価						754.2	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一33号	積込(ルーズ) (6)	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	236.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	236.9	236.9		
計						236.9		
単価						236.9	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-34号	壁面上端処理	幅 0.3m	単位	m	数量	46.4	単価	34,910
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	コンクリート	小型構造物 人力打設 24-12-25(20)(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m 3	12.9	38,010	490,329		
	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.781	189,600	148,077.6		
	型枠	一般型枠 小型構造物	m 2	85.7	9,561	819,377.7		
	目地板	30m2未満 樹脂発泡体(30倍発泡) t=20	m 2	4.2	5,030	21,126		
	足場設置・撤去 [砂防]		m	46.4	3,029	140,545.6		
	計					1,619,455.9		
	単価					34,910	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一35号	排水管敷設	シングル 有孔管 φ200	単位	m	数量	52. 7	単価	6, 648
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		据付 波状管 200～400mm 要 全ての費用	m	52. 7	3, 680	193, 936		
フィルター材		再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 3	15. 5	8, 303	128, 696. 5		
吸出し防止材設置			m 2	33. 1	837. 2	27, 711. 32		
計						350, 343. 82		
単価						6, 648	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一36号	床掘り (2)	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	2, 237
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	1	2, 237	2, 237		
計						2, 237		
単価						2, 237	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一37号	埋戻し (2)	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	4, 057
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	1	4, 057	4, 057		
計						4, 057		
単価						4, 057	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一38号	プレキャストボックス (1)	内幅 0.3m 内高 0.3m	単位	m	数量	1	単価	32,990
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ボックスカルバート		据付 2.0m/個 0<B≤1.25 0<H≤1.25 基礎碎石+均しコンクリート 無し 標準 全ての費用	m	1	32,990	32,990		
計						32,990		
単価						32,990	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一39号	プレキャストボックス (2)	内幅 0.8m 内高 0.8m	単位	m	数量	1	単価	77,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ボックスカルバート		据付 2.0m/個 0<B≤1.25 0<H≤1.25 基礎碎石+均しコンクリート 無し 標準 全ての費用	m	1	77,500	77,500		
計						77,500		
単価						77,500	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一40号	床掘り (3)	土砂 標準	単位	m3	数量	1	単価	240.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 標準 無し 無し	m 3	1	240.1	240.1		
計						240.1		
単価						240.1	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一41号	床掘り (4)	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	2,237
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	1	2,237	2,237		
計						2,237		
単価						2,237	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一42号	埋戻し (3)	土砂 最大埋戻幅1m以上4m未満	単位	m3	数量	1	単価	2,016
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		最大埋戻幅1m以上4m未満	m 3	1	2,016	2,016		
計						2,016		
単価						2,016	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一43号	埋戻し (4)	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	4,057
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	1	4,057	4,057		
計						4,057		
単価						4,057	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一44号	基面整正		単位	m2	数量	1	単価	516.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基面整正			m 2	1	516.2	516.2		
計						516.2		
単価						516.2	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一45号	プレキャストU型側溝 (1)	PU1-B300-H300	単位	m	数量	1	単価	10,270
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		据付け 無し 無し 鉄筋コンクリート型 JIS A 5372 300B 300×300×600 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40～0	m	1	10,270	10,270		
計						10,270		
単価						10,270	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一46号	プレキャストU型側溝 (2)	PU2-B300-H300	単位	m	数量	1	単価	8,441
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40～0 0.56m3/10m	m	1	8,441	8,441		
計						8,441		
単価						8,441	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一47号	プレキャストU型側溝 (3)	PU2-B900-H900	単位	m	数量	1	単価	52,040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000を超え2000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40～0	m	1	52,040	52,040		
計						52,040		
単価						52,040	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一48号	プレキャストU型側溝 (4)	PU3-B300-H300	単位	m	数量	1	単価	9,081
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40〜0 0.56m3/10m	m	1	9,081	9,081		
計						9,081		
単価						9,081	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一49号	プレキャストU型側溝 (5)	1種 BF-B400-H260	単位	m	数量	1	単価	10,410
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40〜0 0.6m3/10m	m	1	10,410	10,410		
計						10,410		
単価						10,410	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一50号	側溝蓋 (1)	コンクリート蓋 PU2-300用	単位	枚	数量	1	単価	1,831
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	1,831	1,831		
計						1,831		
単価						1,831	円/枚	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一51号	側溝蓋 (2)	グレーチング 蓋 PU2-300用	単位	枚	数量	1	単価	21,520
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	21,520	21,520		
計						21,520		
単価						21,520	円/枚	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一52号	側溝蓋 (3)	コンクリート蓋 PU2-900用	単位	枚	数量	1	単価	20, 520
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版設置		夜間作業無し 170を超え300kg/枚以下 時間制約無し	枚	1	1, 312	1, 312		
側溝蓋(コンクリート蓋)		B900 歩道用 L=1000	枚	1	19, 200	19, 200		
計						20, 512		
単価						20, 520	円/枚	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一53号	側溝蓋 (4)	グレーチング 蓋 PU2-900用	単位	枚	数量	1	単価	103, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	103, 100	103, 100		
計						103, 100		
単価						103, 100	円/枚	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一54号	側溝蓋 (5)	コンクリート蓋 PU3-300用	単位	枚	数量	1	単価	2,803
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	2,803	2,803		
計						2,803		
単価						2,803	円/枚	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一55号	側溝蓋 (6)	グレーチング 蓋 PU3-300用	単位	枚	数量	1	単価	24,630
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	24,630	24,630		
計						24,630		
単価						24,630	円/枚	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一56号	現場打ち集水桝 (1)	600×600×500(車)	単位	箇所	数量	1	単価	51,150
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝(本体)		各種 0.26m3を超え0.28m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	51,150	51,150		
計						51,150		
単価						51,150	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一57号	現場打ち集水桝 (2)	700×700×600(車)	単位	箇所	数量	1	単価	65,070
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝(本体)		各種 0.38m3を超え0.40m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	65,070	65,070		
計						65,070		
単価						65,070	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単－58号	現場打ち集水桝 (3)	700×700×600(歩)	単位	箇所	数量	1	単価	65,070
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		各種 0.38m3を超え0.40m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	65,070	65,070		
計						65,070		
単価						65,070	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単－59号	現場打ち集水桝 (4)	1200×1200×1200(歩)	単位	箇所	数量	1	単価	201,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		18-8-25(高炉) 1.36m3を超え1.44m3以下 パッキン(クレーン機能付)打設	箇所	1	196,900	196,900		
足掛金具		幅200 D13 L=700 錆止め塗装	個	3	1,570	4,710		
計						201,610		
単価						201,700	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一60号	蓋 (1)	グレーチング 蓋 600×600用 車道用 T-25 ボルト固定式 細目	単位	枚	数量	1	単価	64,030
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	64,030	64,030		
計						64,030		
単価						64,030	円/枚	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一61号	蓋 (2)	グレーチング 蓋 700×700用 車道用 T-25 ボルト固定式 細目	単位	枚	数量	1	単価	81,930
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	81,930	81,930		
計						81,930		
単価						81,930	円/枚	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一62号	蓋 (3)	グレーチング 蓋 700×700用 歩道用 T-2 落込式(鎖付) 細目	単位	枚	数量	1	単価	38, 230
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	38, 230	38, 230		
計						38, 230		
単価						38, 230	円／枚	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一63号	蓋 (4)	グレーチング 蓋 1200×1200用 歩道用 T-2 落込式(鎖付) 細目	単位	枚	数量	1	単価	204, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版設置		夜間作業無し 170を超え300kg/枚以下 時間制約無し	枚	1	1, 312	1, 312		
柵蓋(グレーチング 蓋)		1200×1200用 T-2 落込式(鎖付) 細目	枚	1	203, 000	203, 000		
計						204, 312		
単価						204, 400	円／枚	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一64号	U型側溝撤去	BF-250×180	単位	m	数量	10	単価	446. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	0. 226	19, 750	4, 463. 5		
計						4, 463. 5		
単価						446. 4	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一65号	擁壁撤去	H=0. 5	単位	m	数量	10	単価	1, 104
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	11, 040	11, 040		
計						11, 040		
単価						1, 104	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一66号	殻運搬 (1)	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,458
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 18.5km以下 全ての費用	m 3	1	3,458	3,458		
計						3,458		
単価						3,458	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一67号	殻運搬 (2)	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	2,830
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 18.5km以下 全ての費用	m 3	1	2,830	2,830		
計						2,830		
単価						2,830	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一68号	殻処分 (1)	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	2,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	2,500	2,500		
計						2,500		
単価						2,500	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一69号	殻処分 (2)	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	1,175
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m3	1	1,175	1,175		
計						1,175		
単価						1,175	円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一70号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	17,140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人日	1	17,140	17,140		
計						17,140		
単価						17,140	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無 (鉄筋割合10%未満含む) 差筋及び杭頭処理	単位	t	数量	1	単価	185,800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 3	t	1.03	110,000	113,300		
	鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	72,465.9	72,465		
	諸雑費（まるめ）		式	1		35		
	計					185,800		
	単価					185,800	円／t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	背面碎石	RC-40	単位	m 3	数量	1	単価	2,520
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
再生クラッシャーラン		R C - 4 0	m 3	1.26	2,000	2,520		
計						2,520		
単価						2,520	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	排水ﾌﾟﾗﾝｹｯﾄ	RC-40	単位	m 3	数量	1	単価	2,520
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
再生クラッシャーラン		R C - 4 0	m 3	1.26	2,000	2,520		
計						2,520		
単価						2,520	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無 (鉄筋割合10%未満含む) 補正無 (一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	189, 600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 3	t	1. 03	110, 000	113, 300		
	鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	76, 245	76, 245		
	諸雑費（まるめ）		式	1		55		
	計					189, 600		
	単価					189, 600	円／ t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	足場設置・撤去 [砂防]		単位	m	数量	10	単価	3, 029
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 1	32, 946	3, 294		
	とび工		人	0. 4	28, 560	11, 424		
	普通作業員		人	0. 4	25, 806	10, 322		
	諸雑費（率＋まるめ） 21%		式	1		5, 250		
	計					30, 290		
	単価					3, 029	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	U型側溝	据付け 無し 無し 鉄筋コンクリート型 JIS A 5372 300B 300×300×600 無し 無し 有り 再生クラッシャー 40～0	単位	m	数量	10	単価	10,270
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	U型側溝	L 6 0 0 3 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	6,978.84	69,788		
	鉄筋コンクリートU形	3 0 0 B 3 0 0 × 3 0 0 × 6 0 0	個	16.5	1,920	31,680		
	再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m 3	0.6	2,000	1,200		
	諸雑費（まるめ）		式	1		32		
	計					102,700		
	単価					10,270	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	U型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40～0 0.56m3/10m	単位	m	数量	10	単価	8,441
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	U型側溝	L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	4,411.5	44,115		
	プレキャストU型側溝	PU2-B300×H300×2000	個	5	7,790	38,950		
	再生クラッシュラン	R C - 4 0	m 3	0.672	2,000	1,344		
	諸雑費（まるめ）		式	1		1		
	計					84,410		
	単価					8,441	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	U型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000を超え2000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシャーラン 40～0	単位	m	数量	10	単価	52,040
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	U型側溝	L 2 0 0 0 2 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	6,835.02	68,350		
	プレキャストU型側溝	PU2-B900×H900×2000	個	5	89,800	449,000		
	再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m 3	1.5	2,000	3,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		50		
	計					520,400		
	単価					52,040	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	U型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシャーラン 40～0 0.56m3/10m	単位	m	数量	10	単価	9,081
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	U型側溝	L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	4,411.5	44,115		
	プレキャストU型側溝	PU3-B300×H300×2000	個	5	9,070	45,350		
	再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m 3	0.672	2,000	1,344		
	諸雑費（まるめ）		式	1		1		
	計					90,810		
	単価					9,081	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	U型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40～0 0.6m3/10m	単位	m	数量	10	単価	10,410
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	U型側溝	L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	4,411.5	44,115		
	鉄筋コンクリートベンチフレーム	BF-400×260×2000 1種	個	5	11,700	58,500		
	再生クラッシュラン	R C - 4 0	m 3	0.72	2,000	1,440		
	諸雑費（まるめ）		式	1		45		
	計					104,100		
	単価					10,410	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	1,831
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
蓋版コンクリート・鋼製	4 0 k g 以下 昼 無	枚	100	410.04	41,004			
側溝蓋(コンクリート蓋)	PC3-B300 L=500	枚	100	1,420	142,000			
諸雑費(まるめ)		式	1		96			
計					183,100			
単価					1,831	円/枚		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	21, 520
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
蓋版コンクリート・鋼製	4 0 k g 以下 昼 無	枚	100	410. 04	41, 004			
側溝蓋(グレーチング 蓋)	B300用 歩道用 細目 L=1000 かさ上げ蓋	枚	100	21, 100	2, 110, 000			
諸雑費（まるめ）		式	1		996			
計					2, 152, 000			
単価					21, 520	円／枚		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版設置	夜間作業無し 170を超え300kg/枚以下 時間制約無し	単位	枚	数量	10	単価	1,312
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.06	32,946	1,976		
	特殊作業員		人	0.24	27,642	6,634		
	普通作業員		人	0.12	25,806	3,096		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0.28m3（平積0.2m3） 1.7t吊	日	0.12	5,960	715		
	諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		699		
	計					13,120		
	単価					1,312	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	103,100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	1 7 0 k g 以下 昼 無	枚	100	1,022.04	102,204		
	側溝蓋(ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ 蓋)	B900用 歩道用 細目 L=500	枚	100	102,000	10,200,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		7,796		
	計					10,310,000		
	単価					103,100	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	2,803
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製	1 7 0 k g 以下 昼 無	枚	100	1,022.04	102,204		
側溝蓋(コンクリート蓋)	PC4-B300 L=500	枚	100	1,780	178,000		
諸雑費(まるめ)		式	1		96		
計					280,300		
単価					2,803	円/枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	24,630
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	1 7 0 k g 以下 昼 無	枚	100	1,022.04	102,204		
	側溝蓋(ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ 蓋)	B300用 車道用 細目 L=1000	枚	100	23,600	2,360,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		796		
	計					2,463,000		
	単価					24,630	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	64,030
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 昼 無し	枚	100	1,022.04	102,204		
柵蓋(ケレチンク 蓋)	600×600用 T-25 ボルト固定 細目	枚	100	63,000	6,300,000		
諸雑費（まるめ）		式	1		796		
計					6,403,000		
単価					64,030	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	81,930
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 昼 無	枚	100	1,022.04	102,204		
柵蓋(ケレチンク 蓋)	700×700用 T-25 ボルト固定 細目	枚	100	80,900	8,090,000		
諸雑費（まるめ）		式	1		796		
計					8,193,000		
単価					81,930	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	38,230
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 昼 無	枚	100	1,022.04	102,204		
柵蓋(ケレチンク 蓋)	700×700用 T-2 落込式(鎖付) 細目	枚	100	37,200	3,720,000		
諸雑費（まるめ）		式	1		796		
計					3,823,000		
単価					38,230	円／枚	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m 3	数量	1	単価	19, 750	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
鉄筋構造物		昼間 機械施工 制約無	m 3	1	19, 746. 51	19, 746			
諸雑費（まるめ）			式	1		4			
計						19, 750			
単価						19, 750	円／m 3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m 3	数量	1	単価	11, 040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
無筋構造物		昼間 機械施工 制約無	m 3	1	11, 033. 13	11, 033		
諸雑費（まるめ）			式	1		7		
計						11, 040		
単価						11, 040	円／m 3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	2,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート殻(鉄筋) 処分費		㈱清水インダ ^ス ストリ-中尾工場	m ³	100	2,500	250,000		
計						250,000		
単価						2,500	円／m ³	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	1,175
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート殻(無筋) 処分費		㈱清水インダ ^ス ストリ-中尾工場	m ³	100	1,175	117,500		
計						117,500		
単価						1,175	円／m ³	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	17, 140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	17, 136	17, 136		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						17, 140		
単価						17, 140	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	バックホウ	単位	式	数量	1	単価	598, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		バックホウ	式	1		598, 000		
計						598, 000		
単価						598, 000	円／式	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		ブルドーザ	式	1		548,000		
計						548,000		
単価						548,000	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	道路施設基本データ作成費用		単位	式	数量	1	単価	64,225
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
技術員			人	1.75	36,700	64,225		
計						64,225		
単価						64,225	円／式	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	60,993,800	直接工事費	60,993,800	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	7,200	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		60,993,800	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		60,986,600		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10.23 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		10.43 %	(10.23% × 週休1.02)			
計上額		6,361,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	60,986,600	直接工事費	60,993,800		
非対象額計（－）	7,200				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	7,200	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	60,986,600	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.09 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.09 %				
計上額	664,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1, 218, 025				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1, 218, 025
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					8, 243, 025

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	69,236,825	単独（追加工事）直接工事費	60,993,800	単独（追加工事）共通仮設費	8,243,025
非対象額計（－）	7,800				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	7,800	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	69,229,025	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	69,221,825		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	30.32％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	31.23％（30.32％×週休1.03）		0％		
計上額	21,620,000		0		0
			3,869,943（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	高崎河川国道事務所 工務第二課	工事番号	2026030019	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			道路改良工事	

工事原価	90,856,825				
純工事費	69,236,825	現場管理費	21,620,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	7,800				
管理費区分 9	7,800	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	90,849,025	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	90,841,825	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	90,849,025				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.3 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	15,753,175				
業務委託料等	0				
調査基準価格	106,425,000				
調査基準価格の100/110	96,750,000	（ 90.75 % ）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所 工務第二課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上50,000m3未満	m3		60		
路体盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土 (1)	2.5m未満	m3		20		
路体(築堤)盛土 (2)	2.5m以上4.0m未満	m3		60		
路体盛土工 (ICT)		式		1		
路体(築堤)盛土 (ICT)		m3		10,500		
土砂等運搬 (1) (土取場～現場)	土砂	m3		11,410		
積込 (ルース) (1)	土砂 土量50,000m3未満	m3		11,400		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
路床盛土工		式		1		
路床盛土 (1)	2. 5m未満	m3		110		
路床盛土 (2)	2. 5m以上4. 0m未満	m3		50		
土砂等運搬 (2) (土取場～現場)	土砂	m3		170		
積込 (ルース) (2)	土砂 土量50, 000m3未満	m3		170		
路床盛土工 (ICT)		式		1		
路床盛土 (ICT)		m3		4, 500		
土砂等運搬 (3) (土取場～現場)	土砂	m3		5, 030		
積込 (ルース) (3)	土砂 土量50, 000m3未満	m3		5, 000		
歩道盛土工		式		1		
歩道盛土 (1)	2. 5m未満	m3		40		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
歩道盛土 (2)	2.5m以上4.0m未満	m3		250		
土砂等運搬 (4) (土取場～現場)	土砂	m3		320		
積込 (ルース) (4)	土砂 土量50,000m3未満	m3		320		
路肩盛土工		式		1		
路肩盛土	2.5m未満	m3		6		
土砂等運搬 (5) (土取場～現場)	土砂	m3		7		
積込 (ルース) (5)	土砂 土量50,000m3未満	m3		7		
畦畔盛土工		式		1		
畦畔盛土	2.5m未満	m3		20		
路体外盛土工		式		1		
路体外盛土	2.5m未満	m3		4		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形 (切土部) (ICT)	粘性土、砂及び砂質土、粘性土	m2		10		
法面整形 (盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2		1, 770		
地盤改良工		式		1		
路床安定処理工		式		1		
安定処理	1mを超え2m以下 固化材100m2あたり 使用量 8.79t/100m2 セメント系固化材 (高有機質土用 フレコン)	m2		298		
擁壁工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り (1)	土砂 標準	式		1		
埋戻し (1)	土砂 最大埋戻幅1m以上4m未満	式		1		
帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
補強土壁基礎	18-8-40 (高炉)	m		47		
補強土壁壁面材組立・設置	帯鋼補強土壁	m2		173		
補強材取付	帯鋼補強土壁	m		1, 240		
まき出し・敷均し、締固め	帯鋼補強土壁	m3		793		
土砂等運搬 (6) (土取場～現場)	土砂	m3		670		
積込 (ルース) (6)	土砂 土量50, 000m3未満	m3		670		
壁面上端処理	幅 0.3m	m		46		
排水管敷設	シングル 有孔管 φ200	m		53		
カルバート工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り (2)	土砂 小規模	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
埋戻し (2)	土砂 小規模	式		1		
プレキャストカルバート工		式		1		
プレキャストボックス (1)	内幅 0.3m 内高 0.3m	m		5		
プレキャストボックス (2)	内幅 0.8m 内高 0.8m	m		7		
排水構造物工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り (3)	土砂 標準	式		1		
床掘り (4)	土砂 小規模	式		1		
埋戻し (3)	土砂 最大埋戻幅1m以上4m未満	式		1		
埋戻し (4)	土砂 小規模	式		1		
基面整正		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
側溝工		式		1		
プレキャストU型側溝 (1)	PU1-B300-H300	m		110		
プレキャストU型側溝 (2)	PU2-B300-H300	m		90		
プレキャストU型側溝 (3)	PU2-B900-H900	m		171		
プレキャストU型側溝 (4)	PU3-B300-H300	m		23		
プレキャストU型側溝 (5)	1種 BF-B400-H260	m		26		
側溝蓋 (1)	コンクリート蓋 PU2-300用	枚		162		
側溝蓋 (2)	グレーチング蓋 PU2-300用	枚		9		
側溝蓋 (3)	コンクリート蓋 PU2-900用	枚		154		
側溝蓋 (4)	グレーチング蓋 PU2-900用	枚		34		
側溝蓋 (5)	コンクリート蓋 PU3-300用	枚		41		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
側溝蓋 (6)	グレーチング 蓋 PU3-300用	枚		2		
集水桝・マンホール工		式		1		
現場打ち集水桝 (1)	600×600×500 (車)	箇所		1		
現場打ち集水桝 (2)	700×700×600 (車)	箇所		1		
現場打ち集水桝 (3)	700×700×600 (歩)	箇所		1		
現場打ち集水桝 (4)	1200×1200×1200 (歩)	箇所		2		
蓋 (1)	グレーチング 蓋 600×600用 車道用 T-25 ホルト固定式 細目	枚		1		
蓋 (2)	グレーチング 蓋 700×700用 車道用 T-25 ホルト固定式 細目	枚		1		
蓋 (3)	グレーチング 蓋 700×700用 歩道用 T-2 落込式 (鎖付) 細目	枚		1		
蓋 (4)	グレーチング 蓋 1200×1200用 歩道用 T-2 落込式 (鎖付) 細目	枚		2		
構造物撤去工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
構造物取壊し工		式		1		
U型側溝撤去	BF-250×180	m		41		
擁壁撤去	H=0. 5	m		41		
運搬処理工		式		1		
殻運搬 (1)	コンクリート殻(鉄筋)	m3		1		
殻運搬 (2)	コンクリート殻(無筋)	m3		4		
殻処分 (1)	コンクリート殻(鉄筋)	m3		1		
殻処分 (2)	コンクリート殻(無筋)	m3		4		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
六価カド溶出試験費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
道路施設基本データ作成費用		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その 5 工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	60, 993, 800
(2) 共通仮設費 -----	8, 243, 025
(3) 純工事費 -----	69, 236, 825

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	21, 620, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	90, 856, 825
-----------------	--------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	15, 753, 175
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	106, 610, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	10, 661, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	117, 271, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	106, 610, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	106, 425, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	96, 750, 000
---------------------------	--------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) -----	15, 753, 220
-------------------------	--------------

令和 7 年度

R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路赤堀今井地区
改良その 5 工事
特記仕様書

令和 8 年 1 月



国土交通省 関東地方整備局



高崎河川国道事務所

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
(URL「<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>」)
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1 「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第 5 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）

～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は群馬県内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリنز（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 群馬県伊勢崎市赤堀今井町 緯度36°22'40" 経度139°12'31"
終点 群馬県伊勢崎市赤堀今井町 緯度36°22'49" 経度139°12'37"

第8条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、一般国道50号前橋笠懸道路における道路改良工事である。

【工事概算数量】

・掘削工	60 m3
・路体盛土工(ICT)	10,500 m3
・路床盛土(ICT)	4,500 m3
・地盤改良工	300 m2
・擁壁工	170 m2
・排水構造物工	1 式
・仮設工	1 式

第9条 コリنز（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

記載例)

コリنزへ登録する業務名およびテクリス番号

業 務 名	テクリス番号
R 6 国道50号前橋笠懸道路詳細修正設計他業務	4058281460
R 5 前橋笠懸道路他設計業務	4055492527

第 10 条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注 1: 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注 2: 所属会社の写真とする。

第 11 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

（1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は高崎河川国道事務所のホームページにより公表する。

（4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表

比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第１２条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１３条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- １）地盤改良工
- ２）擁壁工

第１４条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１５条 工事書類の作成

- １．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
- ２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- ３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
- ４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１６条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、

その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第17条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev 5. 7）令和7年3月版国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第18条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第19条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う

場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。
「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第20条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第21条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は、速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実
5. 施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
6. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第22条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第23条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第 2 4 条 契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第 2 5 条 スライド条項

工事請負契約書第 2 6 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が高価となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が高価となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 2 6 条 再生資材の活用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	R C - 4 0	構造物基礎、帯鋼補強土壁

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第 2 7 条 特定建設資材の分別解体等の再生資源化等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号最終改正令和 4 年 6 月 1 7 日法律第 6 8 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（1）分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

及び解体方法	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
Co 殻（無筋）	(株)清水インダストリー 中尾工場	群馬県高崎市中尾町 28-1
Co 殻（有筋）	(株)清水インダストリー 中尾工場	群馬県高崎市中尾町 28-1

上記（２）については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

(株)清水インダストリー 中尾工場：８時００分～１７時００分

- 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成１４年５月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

- 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第２８条 建設リサイクル法第１１条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）第１１条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第１０条第１項に規定する工事着手をいう。）するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２９条 コンクリート副産物から再生された資源について

- コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
- 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
- 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければ

ならない。

4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3－3－3配合」に従うものとする。

第30条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第31条 工事完成図の作成、納品

完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ（CD入り）】

- ・完成平面図 SXF データ（.P21）
- ・完成縦断図 SXF データ（.P21）
- ・完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第32条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、

監督職員の指示により追加、削減するものとする。

3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第33条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準(令和6年3月)「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(令和5年3月)(以下、デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行

い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
また、下記のチェックツールを使用して信憑性確定を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<http://www.jcomsia.org/kokuban>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第34条 ICT活用工事（土工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。対象は、土工を含む工事とする。

① 3次元起工測量

② 3次元設計データ作成

③ ICT建設機械による施工

④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1）～7）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段

階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000m³未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5.①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5.②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5.③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下

(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1)～4)から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1)～4)を原則とするが、現場条

件等により以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
- ８）施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

第３５条 ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

- （１）i-Construction とは、ＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。
- （２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、土工を含む一般土木工事とする。

- ① ３次元起工測量
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし地盤改良工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員

と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択できる。

また、地盤改良の前施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データ、施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。なお、ICT地盤改良工の3次元設計データとは、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(固結工 スラリー攪拌工 編)」で定義する地盤改良設計データのことを言う。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下1) 2)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

1) 3次元MG機能を持つ地盤改良機※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

2) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第36条 ICT活用工事（擁壁工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Construction とは、ICT 施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けて ICT 施工技術を活用した工事（ICT 活用工事）を実施するものとする。
- (2) ICT 活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT 施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①②④⑤の段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事という。

対象は、擁壁工等を含む一般土木工事とする。

- ① 3 次元起工測量
- ② 3 次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3 次元データの納品

3. 受注者は、ICT 施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下 4～8 により ICT 施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階で ICT 施工技術を活用することとする。
擁壁工等についての施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT 施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3 次元起工測量

受注者は、3 次元測量データを取得するため、以下 1)～7) から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、擁壁工等の関連施工として ICT 土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT 活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS 等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSS を用いた起工測量

② 3 次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工等と併せて行うが、ICT擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

なお、ICT擁壁工の3次元設計データとは、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（擁壁工編）で定義する擁壁工設計データのことを言う。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

（1）出来形管理

擁壁工の施工管理において、以下1）～7）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1）～4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

5）TS等光波方式を用いた出来形管理

6）TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

7）RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1）～7）のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

（2）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（1）で定める計測技術を用い以下1）の出来形管理要領によるものとする。

1）3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（3）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量によ

り形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第37条 ICT活用工事（作業土工（床掘工））について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

- ① 起工測量（選択）
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 該当なし
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～6によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. ICT施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

① 起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはICT施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ICT施工技術を用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、4. ①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工を行うため、3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

4. ②で作成した3次元設計データを用いて、作業に応じて以下に示すICT建設機械を選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

⑤ 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤ 3次元データの納品

4. ②により作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、1-3①において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

5. 上記4. ①（選択）②③の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

6. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第35条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職が書面により承諾した図面を含むものとする。

第36条 ICT活用工事の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ICT活用工事（土工1，000 m³以上）積算要領
- ・ICT活用工事（土工1，000 m³未満）積算要領
- ・ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2
- ・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

第37条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第38条 デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

1. デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事（以下、「本工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う準備作業（鉄筋へのマーカー設置等）、手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、段階確認時の配筋の出来形計測をデジタルカメラ等で撮影した画像計測により行うものである。

撮影画像（計測結果）は、遠隔地から確認することも可能であり、監督職員の遠隔臨場を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」、及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」に準拠するものとする。

2. 実施内容

（1）段階確認時の実施内容

段階確認時の配筋間隔の計測において、従来のスケール等による実測とデジタルカメラで撮影した画像計測を併用し、両者の計測値の差を整理するものとする。また、計測時の条件（撮影箇所、撮影距離、気象条件等）は、必ず記録するものとする。

（2）機器の準備

本工事に要する画像計測機器等は、受注者が手配するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

（3）計測精度の検証

本工事による画像計測の精度検証のため、計測データを監督職員に提出するものとする。

（4）効果の検証

本工事を通じた効果の検証（生産性向上効果の検証）及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

本工事にかかる費用については、全額を受注者の負担とする。

第39条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能
- （4）容易に開かない施錠機能
- （5）照明設備
- （6）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （8）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 40 条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。

受注者が希望する場合、3 次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）3 次元モデル作成の目安

詳細度	200～300 程度※ ¹
	※ ¹ 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル

属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する。（BIM/CIM 取扱要領「付属資料2 オブジェクト分類」を参照）。
------	---

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

1) 工事概要

2) 整理すべき課題

3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）

4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）

5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。

以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）

9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）

3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト (<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第41条 DXデータセンターの使用

本工事はDXデータセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェア

の使用契約手続きを行うものとする。

なお、D Xデータセンターの詳細については、D Xデータセンターの参考資料 (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference/>) 及びポータルサイト (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/>) を参照すること。

第42条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工 種	作業区分	交通誘導警備員	備 考
全ての工種	昼間作業	119人（うち有資格誘導員0人）	
合計		119人（うち有資格誘導員0人）	

第43条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％） = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1.2

第 4 4 条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者

で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成后、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第45条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験者1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第46条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第47条 環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

1. 工種

構造物撤去工

構造物取壊し工

コンクリート構造物取壊し

2. 建設機械・設備

低騒音・低振動認定機械

騒音防止を施した機械

油圧ジャッキ式破碎機

3. 施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

第48条 特定調達品目調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、

機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第49条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第1536号、最終改正平成13年国土交通省告示487号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第50条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載等を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第51条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書1-1-1-36交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ①当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ②現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-39官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第52条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経

路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。

また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第53条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

(1) 仮設備関係

「環境負荷の低減」を実施するものとする。

(2) 営繕関係

「現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）」を実施するものとする。

(3) 安全関係

「工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）」を実施するものとする。

(4) 地域連携

「工法説明図」を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

費 目	実 施 す る 内 容 の 例 （ 率 計 上 分 ）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、2. 労働者宿舍の快適化、3. デザインボックス（交通誘導員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営、 7. パンフレット・工法説明ビデオ、8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献

第54条 工期変更

1. 工期は、雨天、休日等91日を見込み、工事の始期から令和9年1月29日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	40日間
--------	------

② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率（猛暑日補正有り） （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数）	0.75
⑤検査に要する各種電子データの作成期間（後片付け期間後）	30日間
⑥全体工期	契約締結日の翌日から 令和9年1月29日

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

（当該工事の作業不能日ではない。）

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：26日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：6日間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（前橋観測所）及環境省（前橋地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 後片付け期間後に、検査に要する各種電子データの作成期間を30日間見込んでいるが、これにより難しい場合は、受注者は発注者へ工期の延長又は短縮変更を協議することができる。

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別紙様式－16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

また、余裕期間及び準備工の期間内に、BIM/CIMモデルの作成期間を含むものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで

第55条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第56条 工事工程表の開示試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第57条 週休2日制適用工事（完全週休2日（土日））

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。
 - 1) 週休2日
 - ①完全週休2日（土日）
対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
 - ②月単位の週休2日
対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - 2) 対象期間
工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受

発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第58条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、前橋観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第59条 個人情報の取扱いについて

（基本的事項）

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

（事案発生時における報告）

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. ①受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示または承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄または消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

②前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

(管理の確認等)

9. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

10. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

11. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第60条 施工時期及び施工時間の変更

本工事は、下記の工事による影響箇所の工事着手については監督職員の指示によるものとする。

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施 工 区 分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	8：00～17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第61条 他工事との調整

1. 下記工事の受注者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R6国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その2工事	No.53～No.58	令和7年4月～令和9年5月 末（予定）

第 6 2 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ②公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 6 3 条 新技術の活用（施工者選定型）

4. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
5. 本工事において、第 6 2 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。
活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
6. 受注者は、選定した新技術が第 6 2 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
7. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
8. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。
なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
9. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
10. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は「新

技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

- 1 1. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第64条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5. 3」を参考に実施するものとする。

「URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>」

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。

また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第65条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施状況	出来形		品質		出来ばえ		
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地	
完成検査	○	○	○	○	○	○	○	

中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○	
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○	
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○	

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第66条 契約後VE方式

VE提案の定義について

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

VE提案の意義及び範囲について

1. 受注者がV E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

V E 提案書の提出について

3. 受注者は、前項のV E 提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
4. 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
5. 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
6. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

V E 提案の審査について

提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

V E 提案の採否等について

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

V E 提案を採用した場合の設計変更等について

7. V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
8. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
9. 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
10. V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

なお、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。

V E 提案の活用と保護について

評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

V E 提案の責任の所在について

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 6 7 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組み内容②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 6 2 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組みについては本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 6 8 条 CCUS 活用工事（受注者希望方式）（試行）

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUS に本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する「CCUS 活用工事（受注者希望方式）」の試行工事である。

2. 受注者は、CCUS 活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して自主的に CCUS 活用に取り組む旨を協議し、CCUS の活用に取り組むものとする。

受注者が CCUS の活用に取り組まない場合は、本条 3. ～ 1 0. は適用しないものとする。

3. 受注者は、CCUS に本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

4. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・下請企業：建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が 2 週間以内の企業を除く。
- ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が 2 週間以内の者を除く。
- ・CCUS 登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録する CCUS の利用者をいう。
- ・CCUS 登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積する CCUS の利用者をいう。

- ・登録事業者率：CCUS 登録事業者の数／下請企業の数
- ・登録技能者率：CCUS 登録技能者の数／技能者の数
- ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・平均登録事業者率：5. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
- ・平均登録技能者率：5. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
- ・平均就業履歴蓄積率：5. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

5. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（以下「計測日」という。）することとする。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。また、初回の計測から3ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を1回設けることとする。なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。

ただし、計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する場合がある。計測頻度を変更する場合は、監督職員より別途指示するものとする。

6. 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

7. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。

8. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。

9. CCUS 現場利用料等について

当初においては計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS 現場利用料等」として設計変更で費用計上するものとする。

なお、費用計上にあたっては、監督職員と協議することとする。

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができ

るものとする。

このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は 1 台あたり 1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

10. フォローアップの実施

CCUS モデル工事の実態把握のための調査を別途依頼した場合はこれに協力すること。

第 69 条 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

地盤改良工 バックホウ混合処理工法：配合設計段階 1 検体

合計 1 検体

第 70 条 出来高部分払方

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第 71 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 7 2 条 猛暑期間における現場施工回避の協議

猛暑期間の現場施工を回避することにより工期延期が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことができる。

第 7 3 条 猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の支援

受注者は、猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）するにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、監督職員の臨場について協議することができる。

第 2 章 土 工

第 7 4 条 掘削工

掘削土は路体盛土に流用するものとし、構造物の床堀により発生した土砂は、埋戻し、畦畔盛土に利用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 7 5 条 路体盛土工（ICT）、路体盛土工、歩道盛土、路肩盛土、路体外盛土

1. 路体盛土工の盛土材は、事業地内仮置き場、鎭木川東調整池（運搬距離 L=3.0km 以下）より運搬する。
2. ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 7 6 条 路床盛土工（ICT）、路床盛土工

1. 路床盛土工の盛土材は、鎭木川西調整池（運搬距離 L=3.0km 以下）より運搬する。
2. ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 7 7 条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用 途	粗骨材の 最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類	備考
補強土壁基礎	4 0 mm	8 cm	60%以下	18N/mm ²	高炉セメントB種	
壁面上端処理	25(20)mm	12 cm	55%以下	24N/mm ²	高炉セメントB種	
均しコンクリート 構造物基礎 現場打ち集水桝 (1)(2)(3)	25(20)mm	8 cm	—	18N/mm ²	高炉セメントB種	

現場打ち集水桝 (4)	25(20)mm	8 cm	60%以下	18N/mm ²	高炉セメントB種	
----------------	----------	------	-------	---------------------	----------	--

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第78条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第79条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、530kg/m³以上（又は1：3）とする。

第80条 組立て

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第81条 型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第2編 材料編

第1章 土木工事材料

第 8 2 条 その他の砂利、碎石、砂

構造物の基礎には再生碎石 R C - 4 0 を使用するものとする。

第 8 3 条 一般事項

帯鋼補強土壁のボルト、ナットは、溶融亜鉛メッキ（HDZT49）、リブ付ストリップは、溶融亜鉛メッキ（HDZT63）を施したものとする。

第 8 4 条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の C O 2 排出量（コンクリートの材料の C O 2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

① 低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が 5 5 % 以上のもの又はこれと同等以上の C O 2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品による C O 2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が 5 5 % 以上であること又は同等以上の C O 2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

② 試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③ 試行結果の検証への協力

施行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第 8 5 条 目地板

伸縮目地材は樹脂発泡体とし、暑さ 2 0 mm、発泡倍率 3 0 倍とする。

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総 則

第 86 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第 87 条 座標値

本工事の契約図書に記載されている座標は以下のとおり

工種	測地系	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震に伴う座標補正の必要の有無
全ての工種	世界測地系 2000	無

座標補正を行う必要がある場合は、補正の実施内容について監督職員と協議するものとする。

第 88 条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 89 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号 最終改正令和 6 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 90 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12 によるものとする。

第 9 1 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和 5 年 3 月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第 9 2 条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は 1 回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第 9 3 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の 10 書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明書
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第94条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第95条 安定処理工

1. 地盤改良工に用いる固化材はセメント系固化材高有機質土用とする。

2. 固化材の配合量は、割増しを含み50Kg/m³とする。

ただし、施工に先立ち、配合試験を行い決定するものとする。

また、配合試験については、監督職員と協議するものとする。

3. 混合は、バックホウを使用するものとする。

なお、施工にあたり現地状況を十分把握し、経済性、効率性、信頼性、施工性、安全性等の比較検討を行い、施工方法を変更する必要性が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

第4編 その他

第96条 道路台帳

道路台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、提出するものとする。

第97条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第98条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I . T . V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	C A B 電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

- 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
- 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
- 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
- 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ①道路施設台帳作成総括表
 - ②道路施設基本データ総括表
 - ③道路施設基本データ一覧表
 - ④道路施設台帳チェックシート
 - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦工事数量総括表

第 99 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 100 条 様 式

本特記仕様書中の各様式等については、高崎河川国道事務所ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/>) の[入札・契約情報]－[技術情報]－[特記仕様書様式等]よりダウンロードすること。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に 影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、 施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける 内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工 程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ☐ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 6 1 条 第 6 0 条 第 6 0 条 第 6 0 条 第 5 4 条 第 5 4 条
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、 建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 4 7 条
安全対 策関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業 時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ☐ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する 場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内 容。	第 4 2 条 第 6 0 条 第 4 2 条 第 4 2 条 第 4 2 条
建設副産 物関係	☐ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理 条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、 距離、時間等の処分条件。	第 2 7 条
その他	☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。	第 6 0 条

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。

連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

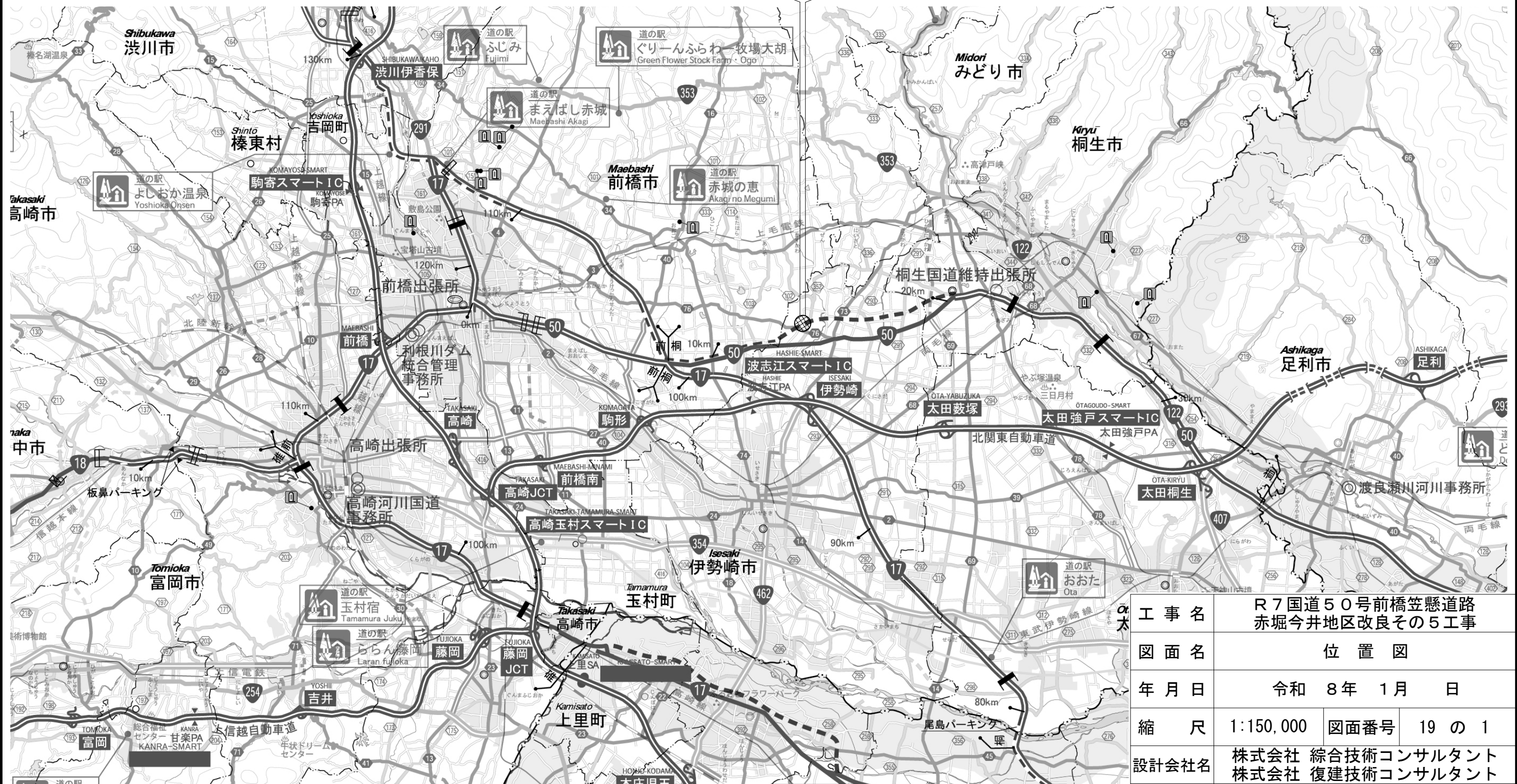
概略工事工程表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
工事名：R7国道50号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その5工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
工 種	単位	数量	令和8年										令和9年		備 考 (パーティ(pt)数等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			4月		5月		6月		7月		8月		9月			10月		11月		12月		1月		2月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
準備工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

工期：工事の始期から令和9年1月29日まで

工事起点
No. 51+20.00

工事延長
L=180.0m

工事終点
No. 53+00.00



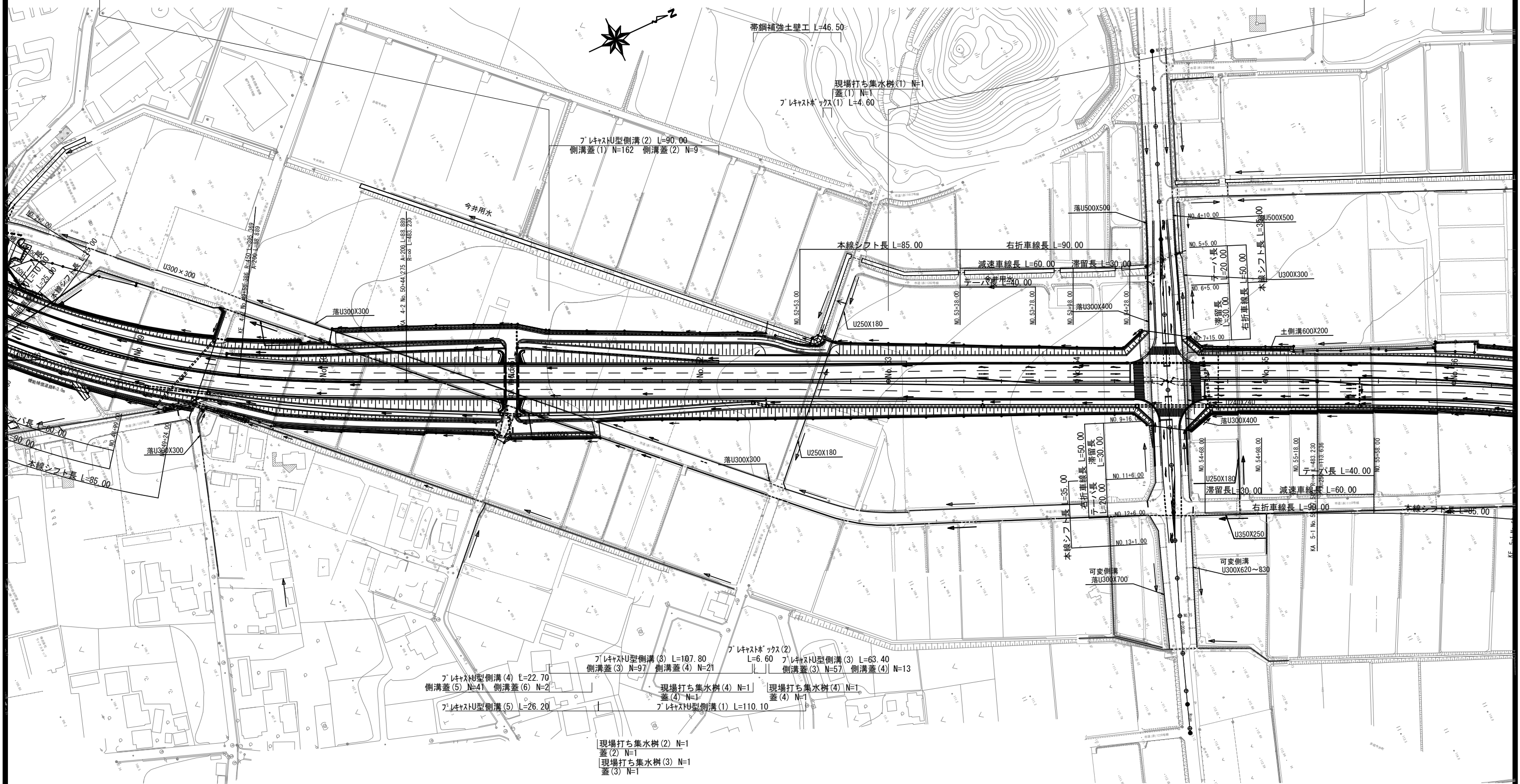
工 事 名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事				
図 面 名	位 置 図				
年 月 日	令和 8 年 1 月 日				
縮 尺	1:150,000	図面番号	19 の 1		
設計会社名	株式会社 総合技術コンサルタント 株式会社 復建技術コンサルタント				
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所				
所 長	副 所 長	課 長	係 長	設 計	

平面図 S=1:1000

工事起点
NO. 51+20.00

工事終点
NO. 53+00.00

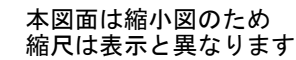
道路土工 掘削工 掘削 V=60m3 路体盛土工 路体(築堤)盛土(1) V=20m3 路体(築堤)盛土(2) V=60m3 路体盛土工(1CT) 路体(築堤)盛土(1CT) V=10,500m3 土砂等運搬(1) V=11,410m3 積込(ℳ-ス') (1) V=11,400m3 路床盛土工 路床盛土(1) V=110m3 路床盛土(2) V=50m3 土砂等運搬(2) V=170m3 積込(ℳ-ス') (2) V=170m3 路床盛土工(1CT) 路床盛土(1CT) V=4,500m3 土砂等運搬(3) V=5,030m3 積込(ℳ-ス') (3) V=5,000m3 歩道盛土工 歩道盛土(1) V=40m3 歩道盛土(2) V=250m3 土砂等運搬(4) V=320m3 積込(ℳ-ス') (4) V=320m3 路肩盛土工 路肩盛土 V=6m3 土砂等運搬(5) V=7m3 積込(ℳ-ス') (5) V=7m3 畦畔盛土工 畦畔盛土 V=20m3 路体外盛土工 路体外盛土 V=4m3 法面整形工(1CT) 法面整形(切土部) (1CT) A=10m2 法面整形(盛土部) (1CT) A=1,770m2 地盤改良工 路床安定処理工 安定処理 A=298m2 擁壁工 作業土工 1式 帯鋼補強土壁・ﾌﾟﾗｽﾄｯｸｽ補強土壁工 補強土壁基礎 L=47m 補強土壁壁面材組立・設置 A=173m2 補強材取付 L=1,240m まき出し・敷均し・締固め V=793m3 土砂等運搬(6) V=670m3 積込(ℳ-ス') (6) V=670m3 壁面上端処理 L=46m 排水管敷設 L=53m ｶﾙﾄﾞ工 作業土工 1式 プﾚｷｽﾄｯｸｽｶﾙﾄﾞ工 1式 排水構造物工 作業土工 1式 側溝工 1式 集水樹・ﾏﾝﾎｰﾙ工 1式 構造物撤去工 構造物取壊し工 1式 運搬処理工 1式 仮設工 交通管理工 1式



工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	平面図		
年月日	令和 8年 1月	日	
縮 尺	1:1000	図面番号	19 の 2
会社名	株式会社 総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

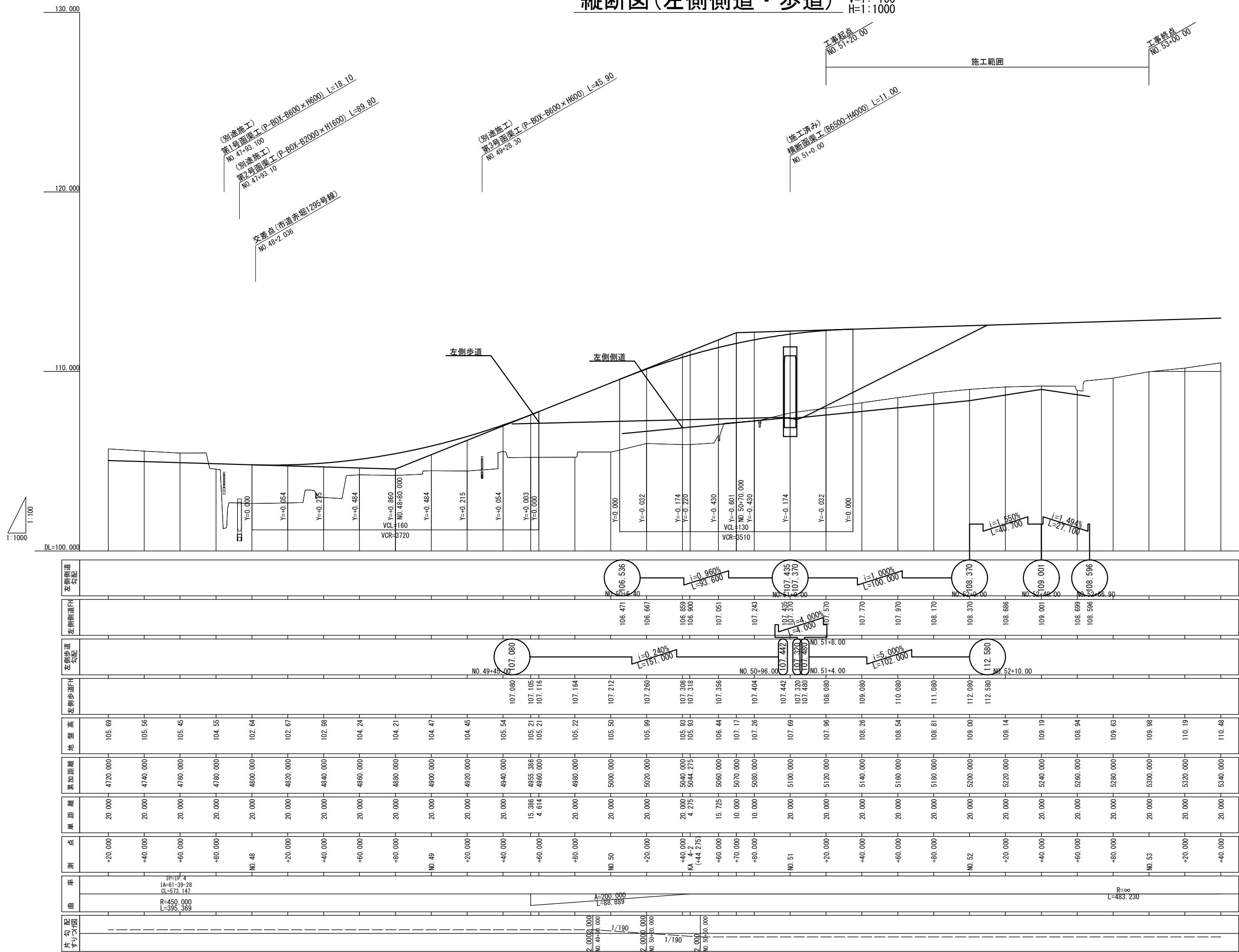
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

V=1 : 100
H=1 : 1000



工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀井地区改良その5工事		
図面名	縦断図		
年月日	令和 8年 1月 日		
縮尺	V=1:100 H=1:1000	図面番号	19 の 3
会社名	株式会社 復建技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

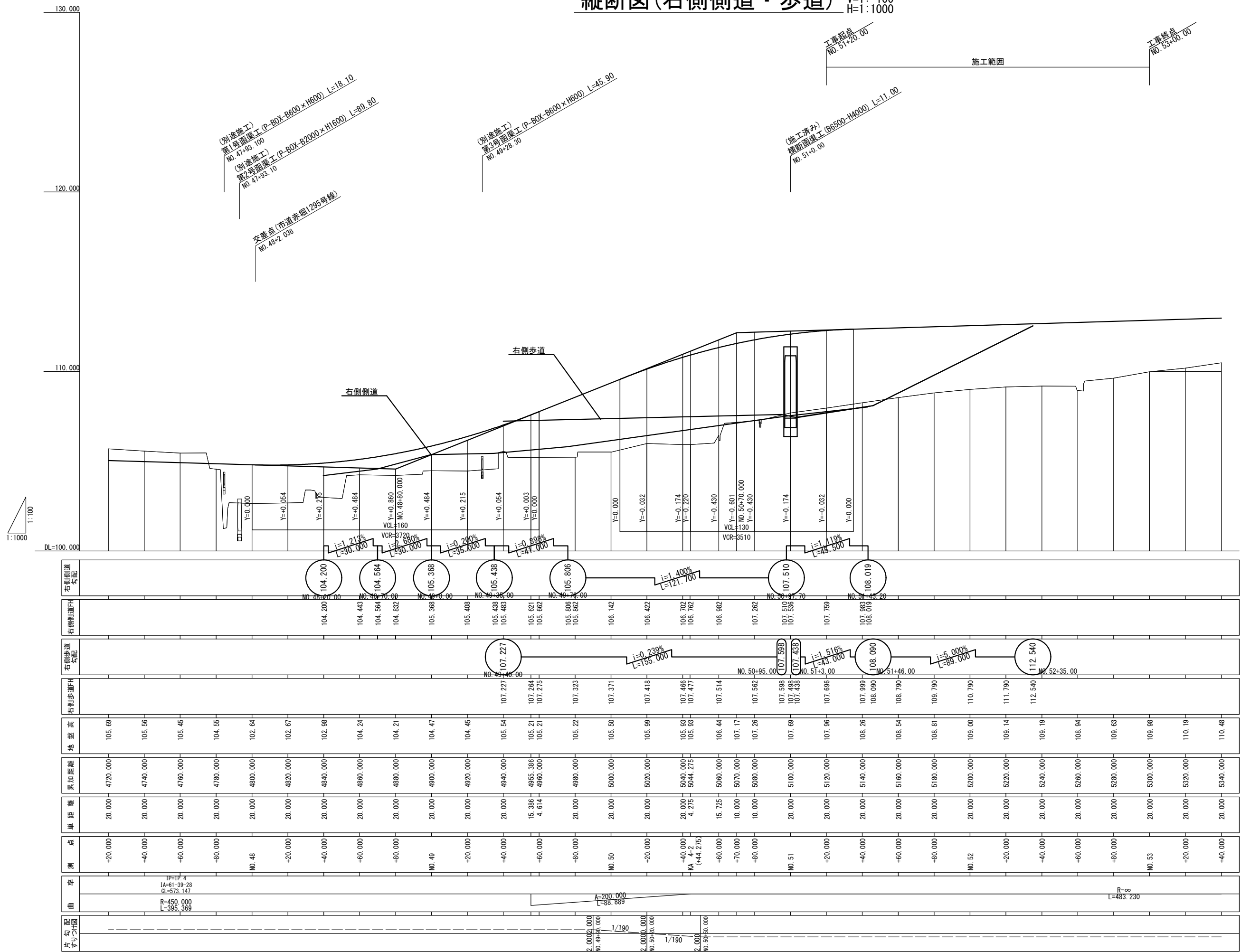
縦断図(左側側道・歩道) V=1: 100
H=1: 1000



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	縦断図(左側側道・歩道)		
年月日	令和 8年 1月 日	図面番号	19 の 4
縮尺	V=1:100 H=1:1000	会社名	株式会社 復建技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

縦断図(右側側道・歩道) V=1:100
H=1:1000



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

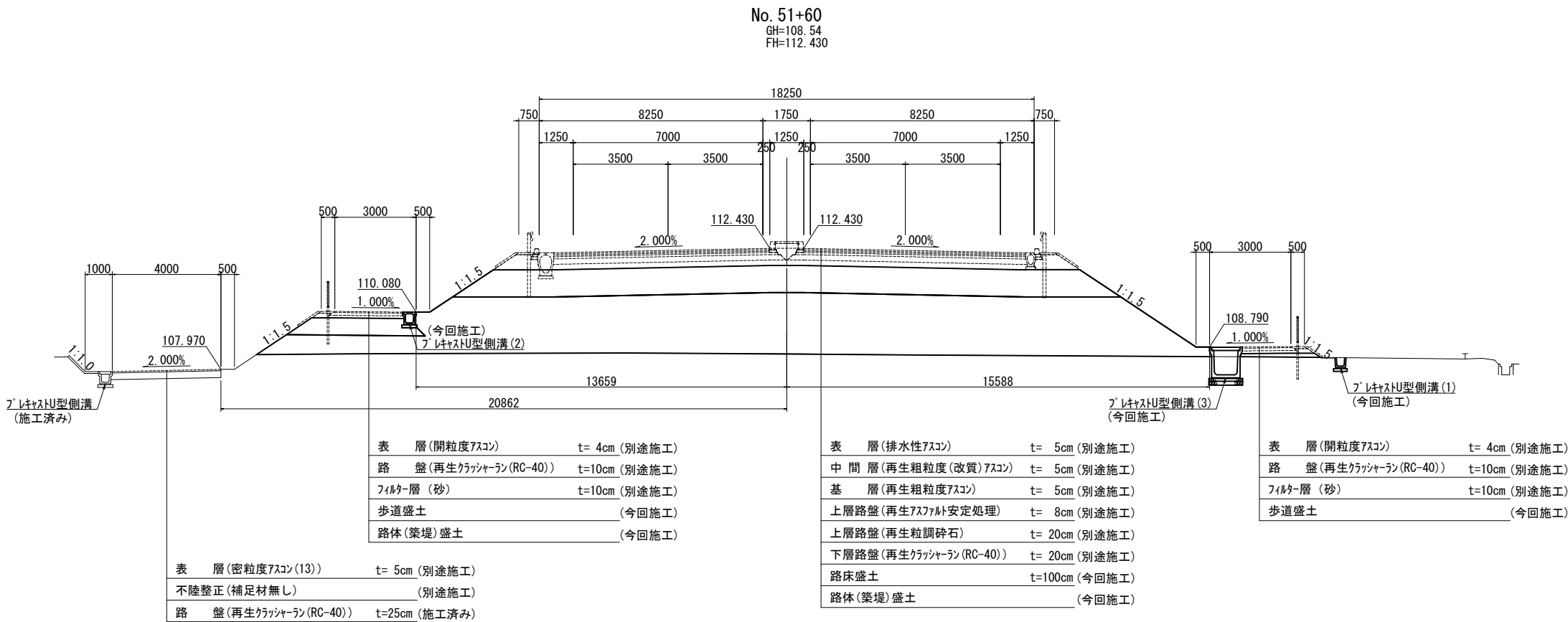
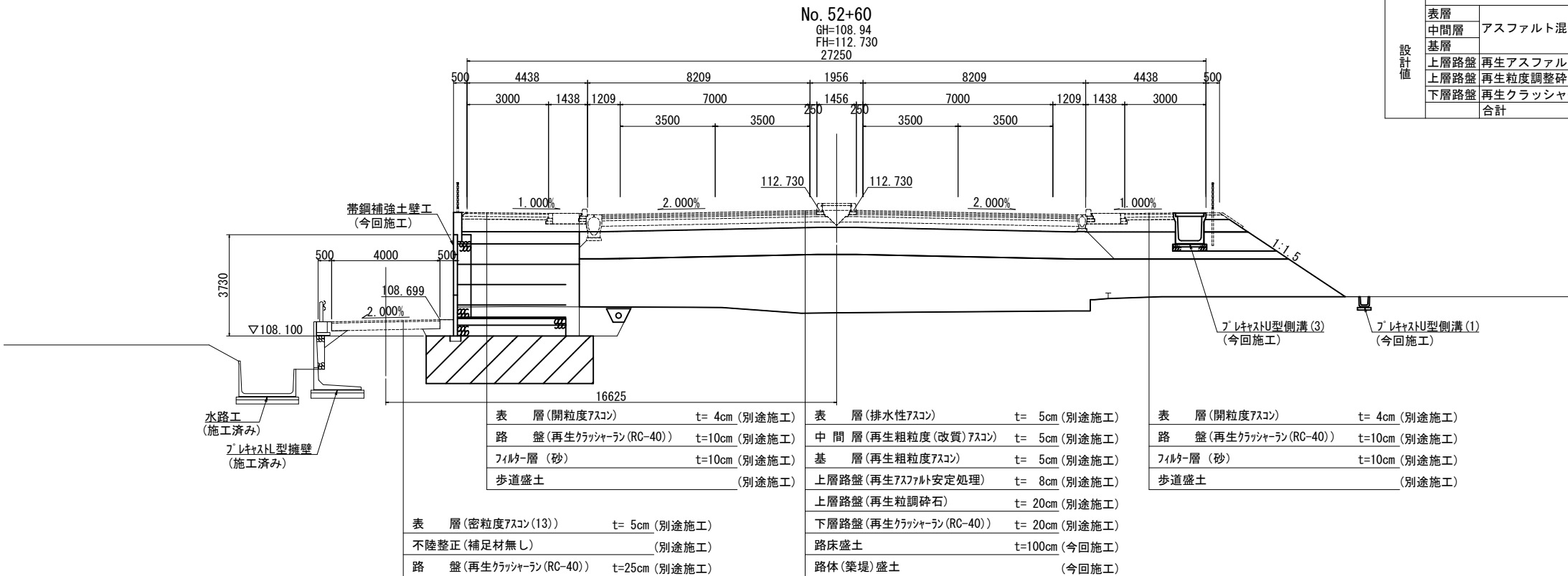
工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	縦断図(右側側道・歩道)		
年月日	令和 8年 1月 日	図面番号	19 の 5
縮尺	V=1:100 H=1:1000	会社名	株式会社 復建技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

標準横断図 S=1:100

完成形
一般部

設計条件

本線				
規格基準	道路規格	第3種 第1級		
	設計速度	V=80Km/hr		
設計条件	設計期間	20年		
	交通量の区分	N7 (D交通)		
	設計CBR	12%		
	目標値	TA=33		
設計値		舗装厚	換算値	TA
	表層	アスファルト混合物	15cm	1.00
	中間層			
	基層			
	上層路盤	再生アスファルト安定処理	8cm	0.80
	上層路盤	再生粒度調整碎石	20cm	0.35
	下層路盤	再生クラッシャーラン	20cm	0.25
	合計		63cm	33.40

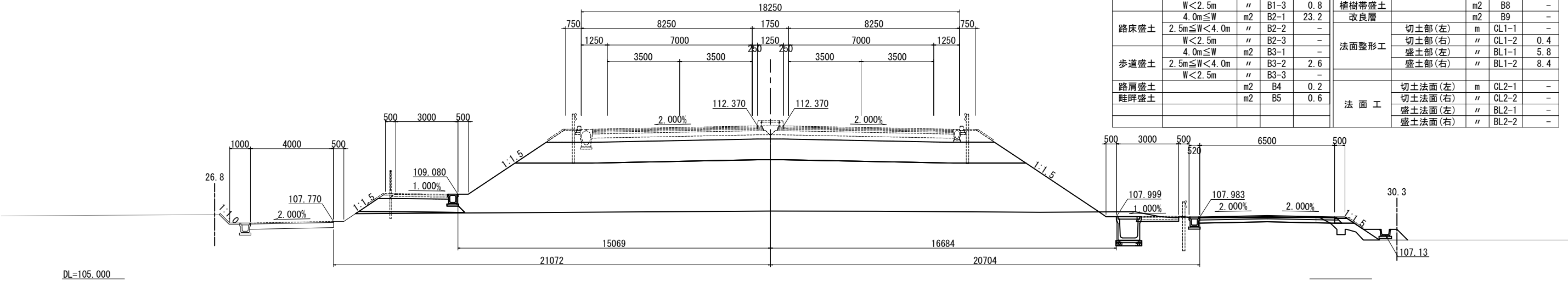


本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	標準横断図		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	1:100	図面番号	19 の 6
会社名	株式会社 復建技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

横断図(1) S=1:100

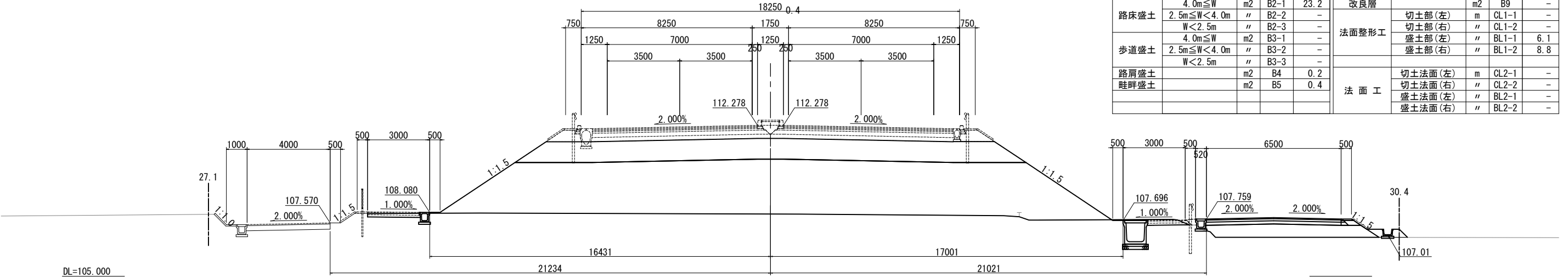
No. 51+40
GH=108.26
FH=112.370



DL=105.000

種別	区分	単位	記号	数量	種別	区分	単位	記号	数量
掘削	オープン掘削	m2	C1	2.3		4.0m≦W	m2	B6-1	-
					路体外盛土	2.5m≦W<4.0m	m2	B6-2	-
						W<2.5m	m2	B6-3	-
路体盛土	4.0m≦W	m2	B1-1	67.8	中分盛土		m2	B7	-
	2.5m≦W<4.0m	m2	B1-2	-	植樹帯盛土		m2	B8	-
	W<2.5m	m2	B1-3	0.8	改良層		m2	B9	-
路床盛土	4.0m≦W	m2	B2-1	23.2	法面整形工	切土部(左)	m	CL1-1	-
	2.5m≦W<4.0m	m2	B2-2	-		切土部(右)	m	CL1-2	0.4
	W<2.5m	m2	B2-3	-		盛土部(左)	m	BL1-1	5.8
歩道盛土	4.0m≦W	m2	B3-1	-		盛土部(右)	m	BL1-2	8.4
	2.5m≦W<4.0m	m2	B3-2	2.6					
	W<2.5m	m2	B3-3	-	法面工	切土法面(左)	m	CL2-1	-
路肩盛土		m2	B4	0.2		切土法面(右)	m	CL2-2	-
畦畔盛土		m2	B5	0.6		盛土法面(左)	m	BL2-1	-
						盛土法面(右)	m	BL2-2	-

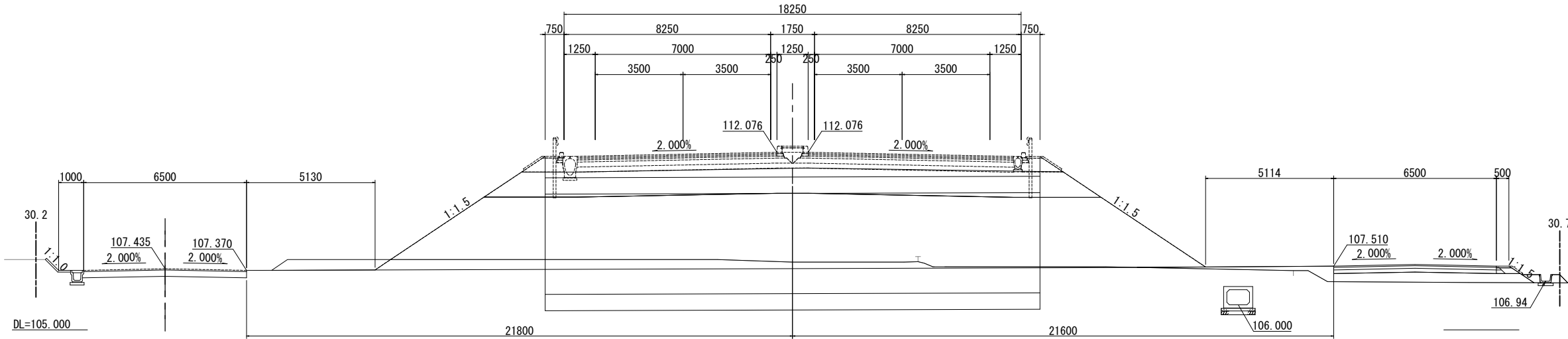
No. 51+20
GH=107.96
FH=112.278



DL=105.000

種別	区分	単位	記号	数量	種別	区分	単位	記号	数量
掘削	オープン掘削	m2	C1	1.0		4.0m≦W	m2	B6-1	-
					路体外盛土	2.5m≦W<4.0m	m2	B6-2	-
						W<2.5m	m2	B6-3	-
路体盛土	4.0m≦W	m2	B1-1	77.9	中分盛土		m2	B7	-
	2.5m≦W<4.0m	m2	B1-2	-	植樹帯盛土		m2	B8	-
	W<2.5m	m2	B1-3	-	改良層		m2	B9	-
路床盛土	4.0m≦W	m2	B2-1	23.2	法面整形工	切土部(左)	m	CL1-1	-
	2.5m≦W<4.0m	m2	B2-2	-		切土部(右)	m	CL1-2	-
	W<2.5m	m2	B2-3	-		盛土部(左)	m	BL1-1	6.1
歩道盛土	4.0m≦W	m2	B3-1	-		盛土部(右)	m	BL1-2	8.8
	2.5m≦W<4.0m	m2	B3-2	-					
	W<2.5m	m2	B3-3	-	法面工	切土法面(左)	m	CL2-1	-
路肩盛土		m2	B4	0.2		切土法面(右)	m	CL2-2	-
畦畔盛土		m2	B5	0.4		盛土法面(左)	m	BL2-1	-
						盛土法面(右)	m	BL2-2	-

(別途施工)
No. 51
GH=107.69
FH=112.076

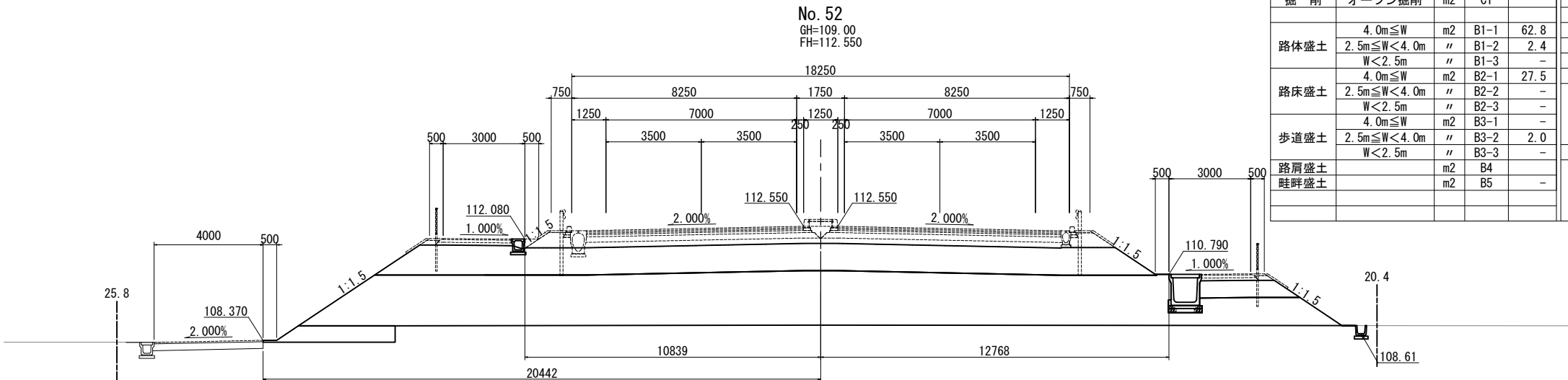


DL=105.000

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	横断図(1)		
年月日	令和 8年 1月	日	
縮尺	1:100	図面番号	19の7
会社名	株式会社 総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

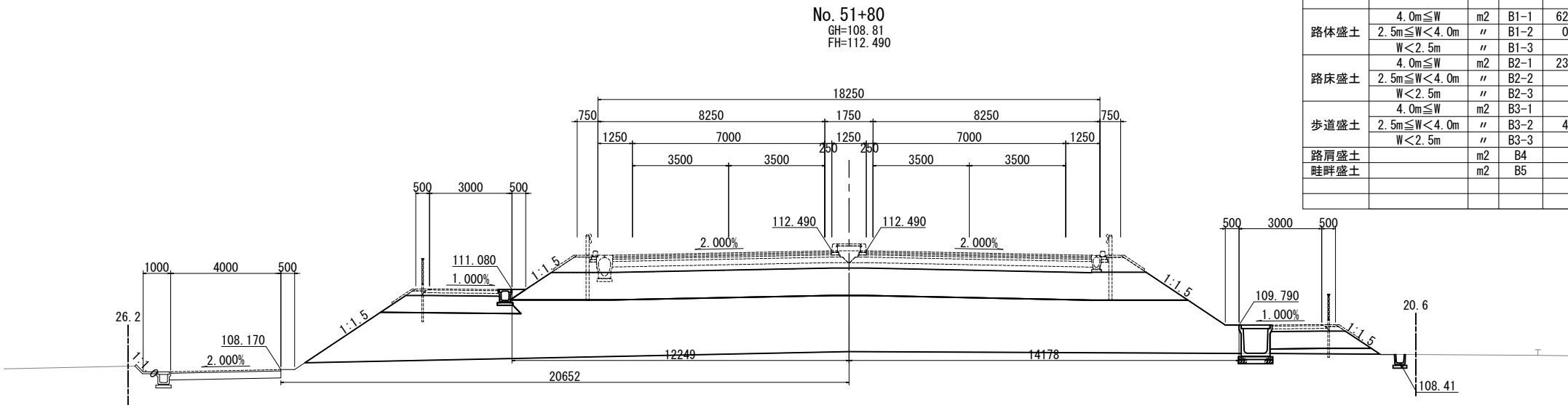
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

横断図 (2) S=1:100



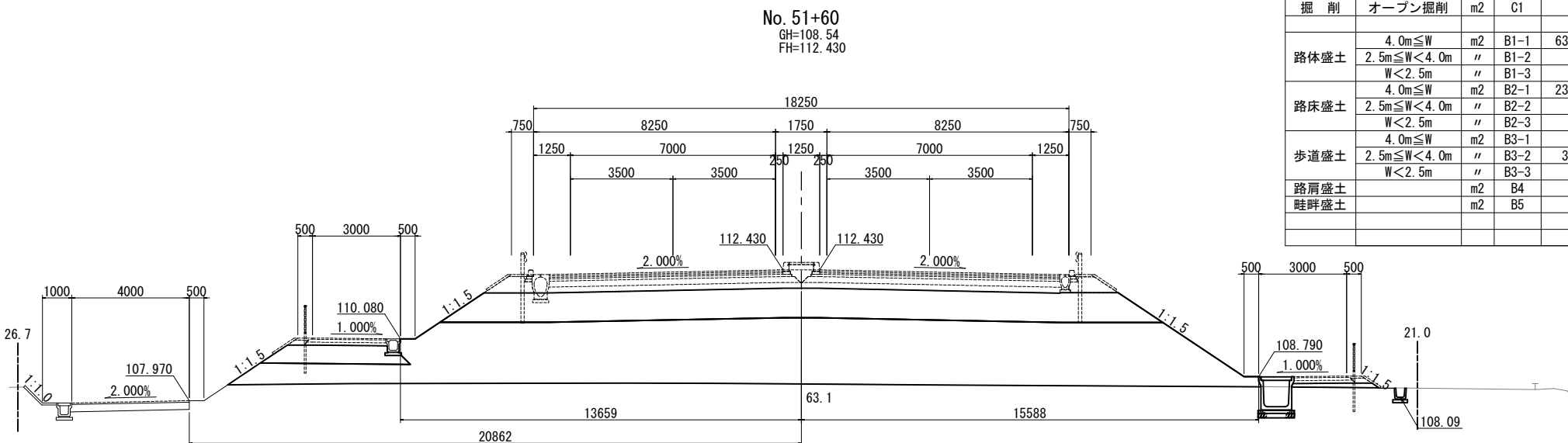
種 別	区 分	単位	記号	数量	種 別	区 分	単位	記号	数量
掘 削	オープン掘削	m2	C1			4. 0m≦W	m2	B6-1	-
					路面外盛土	2. 5m≦W<4. 0m	"	B6-2	-
						W<2. 5m	"	B6-3	-
路体盛土	4. 0m≦W	m2	B1-1	62. 8	中分盛土		m2	B7	-
	2. 5m≦W<4. 0m	"	B1-2	2. 4	植樹帯盛土		m2	B8	-
	W<2. 5m	"	B1-3	-	改良層		m2	B9	-
路床盛土	4. 0m≦W	m2	B2-1	27. 5		切土部(左)	m	CL1-1	-
	2. 5m≦W<4. 0m	"	B2-2	-		切土部(右)	"	CL1-2	-
	W<2. 5m	"	B2-3	-	法面整形工	盛土部(左)	"	BL1-1	6. 3
歩道盛土	4. 0m≦W	m2	B3-1	-		盛土部(右)	"	BL1-2	4. 8
	2. 5m≦W<4. 0m	"	B3-2	2. 0					
	W<2. 5m	"	B3-3	-					
路肩盛土		m2	B4		法 面 工	切土法面(左)	m	CL2-1	-
畦畔盛土		m2	B5	-		切土法面(右)	"	CL2-2	-
						盛土法面(左)	"	BL2-1	-
						盛土法面(右)	"	BL2-2	-

DL=105.00



種 別	区 分	単位	記号	数量	種 別	区 分	単位	記号	数量
掘 削	オープン掘削	m2	C1	—					
					路体外盛土	2. 0m≦W	m2	B6-1	—
						2. 5m≦W<4. 0m	m2	B6-2	—
路体盛土	4. 0m≦W	m2	B1-1	62. 6		W<2. 5m	〃	B6-3	0. 1
	2. 5m≦W<4. 0m	〃	B1-2	0. 7	中分盛土		m2	B7	—
	W<2. 5m	〃	B1-3	—	植樹帯盛土		m2	B8	—
路床盛土	4. 0m≦W	m2	B2-1	23. 2	改良層		m2	B9	—
	2. 5m≦W<4. 0m	〃	B2-2	—		切土部(左)	m	CL1-1	—
	W<2. 5m	〃	B2-3	—	法面整形工	切土部(右)	〃	CL1-2	—
步道盛土	4. 0m≦W	m2	B3-1	—		盛土部(左)	〃	BL1-1	5. 5
	2. 5m≦W<4. 0m	〃	B3-2	4. 7		盛土部(右)	〃	BL1-2	5. 0
	W<2. 5m	〃	B3-3	—					
路肩盛土		m2	B4	—		切土法面(左)	m	CL2-1	—
畦畔盛土		m2	B5	—	法 面 工	切土法面(右)	〃	CL2-2	—
						盛土法面(左)	〃	BL2-1	—
						盛土法面(右)	〃	BL2-2	—

DL=105.00



種 別	区 分	単位	記号	数量	種 別	区 分	単位	記号	数量
掘 削	オープン掘削	m2	C1	-					
					路体外盛土	2.5m≦W<4.0m	m2	B6-2	-
						W<2.5m	"	B6-3	-
路体盛土	4.0m≦W	m2	B1-1	63.1	中分盛土		m2	B7	-
	2.5m≦W<4.0m	"	B1-2	-	植樹帯盛土		m2	B8	-
	W<2.5m	"	B1-3	-	改良層		m2	B9	-
路床盛土	4.0m≦W	m2	B2-1	23.2		切土部(左)	m	CL1-1	-
	2.5m≦W<4.0m	"	B2-2	-		切土部(右)	"	CL1-2	-
	W<2.5m	"	B2-3	-	法面整形工	盛土部(左)	"	BL1-1	5.2
	4.0m≦W	m2	B3-1	-		盛土部(右)	"	BL1-2	5.5
歩道盛土	2.5m≦W<4.0m	"	B3-2	3.0					
	W<2.5m	"	B3-3	-					
路肩盛土		m2	B4	-		切土法面(左)	m	CL2-1	-
畦畔盛土		m2	B5	-	法 面 工	切土法面(右)	"	CL2-2	-
						盛土法面(左)	"	BL2-1	-
						盛土法面(右)	"	BL2-2	-

DI = 105 00

工事名	R7国道50号前橋交差道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	横断図(2)		
年月日	令和 8年 1月 日		
縮尺	1:100	図面番号	19 の 8
会社名	株式会社 総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なりま

横断図(3) S=1:100

No. 52+60
GH=108.94
FH=112.730
27250

DL=105.000

種別	区分	単位	記号	数量	種別	区分	単位	記号	数量
掘削	オープン掘削	m2	C1	-	路体外盛土	4.0m≦W	m2	B6-1	-
						2.5m≦W<4.0m	〃	B6-2	-
						W<2.5m	〃	B6-3	-
路体盛土	4.0m≦W	m2	B1-1	49.0	中分盛土		m2	B7	-
	2.5m≦W<4.0m	〃	B1-2	-	植樹帯盛土		m2	B8	-
	W<2.5m	〃	B1-3	-	改良層		m2	B9	-
路床盛土	4.0m≦W	m2	B2-1	23.1	切土部(左)		m	CL1-1	-
	2.5m≦W<4.0m	〃	B2-2	-	切土部(右)		〃	CL1-2	-
	W<2.5m	〃	B2-3	1.5	盛土部(左)		〃	BL1-1	-
歩道盛土	4.0m≦W	m2	B3-1	-	盛土部(右)		〃	BL1-2	5.1
	2.5m≦W<4.0m	〃	B3-2	-					
	W<2.5m	〃	B3-3	0.6	法面工	切土法面(左)	m	CL2-1	-
路肩盛土		m2	B4	-		切土法面(右)	〃	CL2-2	-
畦畔盛土		m2	B5	-		盛土法面(左)	〃	BL2-1	-
						盛土法面(右)	〃	BL2-2	-

No. 52+40
GH=109.19
FH=112.670

DL=105.000

種別	区分	単位	記号	数量	種別	区分	単位	記号	数量
掘削	オープン掘削	m2	C1	-	路体外盛土	4.0m≦W	m2	B6-1	-
						2.5m≦W<4.0m	〃	B6-2	-
						W<2.5m	〃	B6-3	-
路体盛土	4.0m≦W	m2	B1-1	45.7	中分盛土		m2	B7	-
	2.5m≦W<4.0m	〃	B1-2	-	植樹帯盛土		m2	B8	-
	W<2.5m	〃	B1-3	-	改良層		m2	B9	-
路床盛土	4.0m≦W	m2	B2-1	23.1	切土部(左)		m	CL1-1	-
	2.5m≦W<4.0m	〃	B2-2	-	切土部(右)		〃	CL1-2	-
	W<2.5m	〃	B2-3	1.5	盛土部(左)		〃	BL1-1	-
歩道盛土	4.0m≦W	m2	B3-1	-	盛土部(右)		〃	BL1-2	5.4
	2.5m≦W<4.0m	〃	B3-2	-					
	W<2.5m	〃	B3-3	0.6	法面工	切土法面(左)	m	CL2-1	-
路肩盛土		m2	B4	-		切土法面(右)	〃	CL2-2	-
畦畔盛土		m2	B5	-		盛土法面(左)	〃	BL2-1	-
						盛土法面(右)	〃	BL2-2	-

No. 52+20
GH=109.14
FH=112.610

DL=105.000

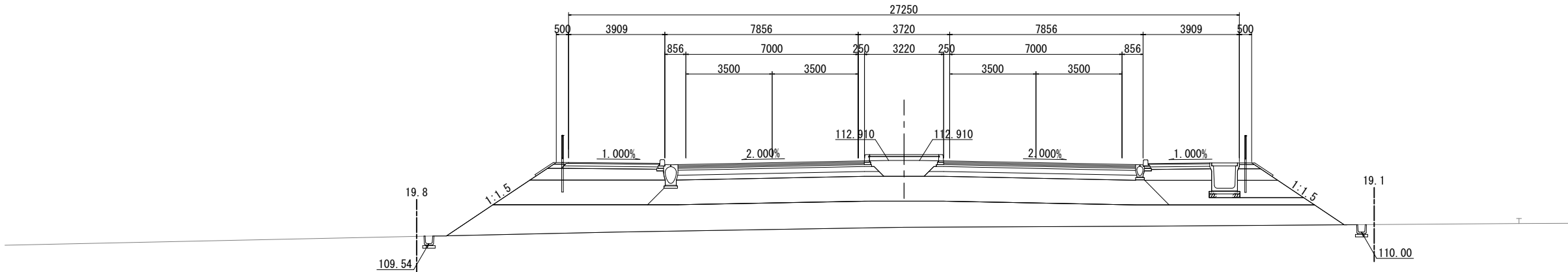
種別	区分	単位	記号	数量	種別	区分	単位	記号	数量
掘削	オープン掘削	m2	C1	-	路体外盛土	4.0m≦W	m2	B6-1	-
						2.5m≦W<4.0m	〃	B6-2	-
						W<2.5m	〃	B6-3	0.1
路体盛土	4.0m≦W	m2	B1-1	64.0	中分盛土		m2	B7	-
	2.5m≦W<4.0m	〃	B1-2	-	植樹帯盛土		m2	B8	-
	W<2.5m	〃	B1-3	-	改良層		m2	B9	-
路床盛土	4.0m≦W	m2	B2-1	27.3	切土部(左)		m	CL1-1	-
	2.5m≦W<4.0m	〃	B2-2	2.5	切土部(右)		〃	CL1-2	-
	W<2.5m	〃	B2-3	-	盛土部(左)		〃	BL1-1	5.2
歩道盛土	4.0m≦W	m2	B3-1	-	盛土部(右)		〃	BL1-2	4.6
	2.5m≦W<4.0m	〃	B3-2	-					
	W<2.5m	〃	B3-3	-	法面工	切土法面(左)	m	CL2-1	-
路肩盛土		m2	B4	-		切土法面(右)	〃	CL2-2	-
畦畔盛土		m2	B5	-		盛土法面(左)	〃	BL2-1	-
						盛土法面(右)	〃	BL2-2	-

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	横断図(3)		
年月日	令和 8年 1月	日	
縮尺	1:100	図面番号	19の9
会社名	株式会社 総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

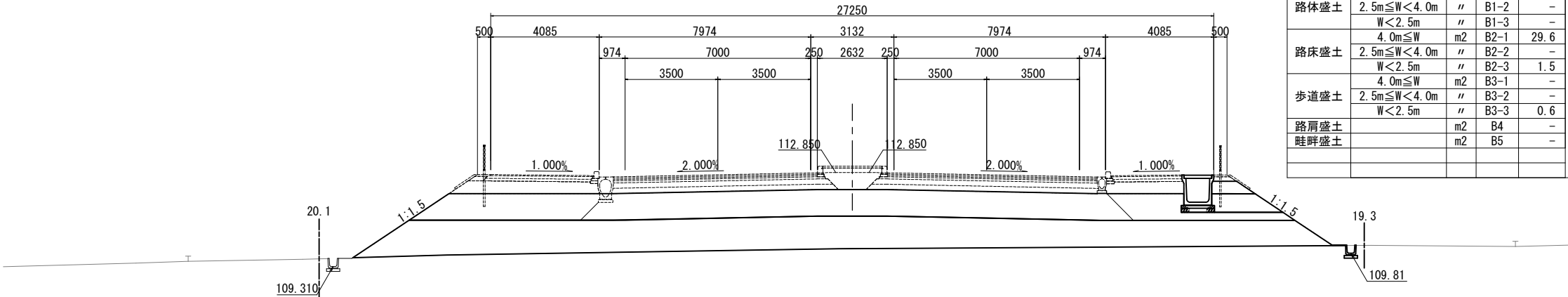
横断図(4) S=1:100

(別途施工)
No. 53+20
GH=110.19
FH=112.910



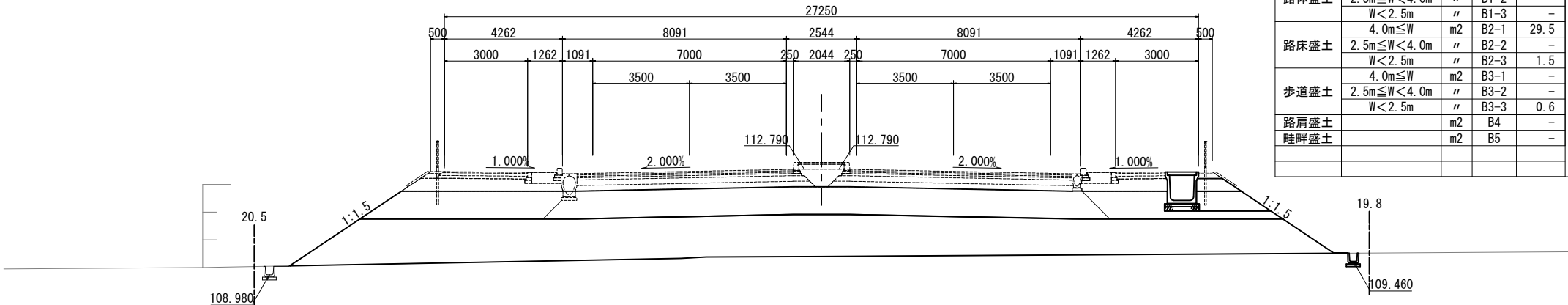
DL=105.000

No. 53
GH=109.98
FH=112.850



DL=105.000

No. 52+80
GH=109.63
FH=112.790



DL=105.000

種 別	区 分	単位	記号	数量	種 別	区 分	単位	記号	数量
掘 削	オープン掘削	m2	C1	-	路体外盛土	4.0m≦W	m2	B6-1	-
						2.5m≦W<4.0m	〃	B6-2	-
						W<2.5m	〃	B6-3	-
路体盛土	4.0m≦W	m2	B1-1	40.8	中分盛土		m2	B7	-
	2.5m≦W<4.0m	〃	B1-2	-	植樹帯盛土		m2	B8	-
	W<2.5m	〃	B1-3	-	改良層		m2	B9	-
路床盛土	4.0m≦W	m2	B2-1	29.6	法面整形工	切土部(左)	m	CL1-1	-
	2.5m≦W<4.0m	〃	B2-2	-		切土部(右)	〃	CL1-2	-
	W<2.5m	〃	B2-3	1.5		盛土部(左)	〃	BL1-1	4.4
歩道盛土	4.0m≦W	m2	B3-1	-		盛土部(右)	〃	BL1-2	4.3
	2.5m≦W<4.0m	〃	B3-2	-					
	W<2.5m	〃	B3-3	0.6					
路肩盛土		m2	B4	-	法 面 工	切土法面(左)	m	CL2-1	-
畦畔盛土		m2	B5	-		切土法面(右)	〃	CL2-2	-
						盛土法面(左)	〃	BL2-1	-
						盛土法面(右)	〃	BL2-2	-

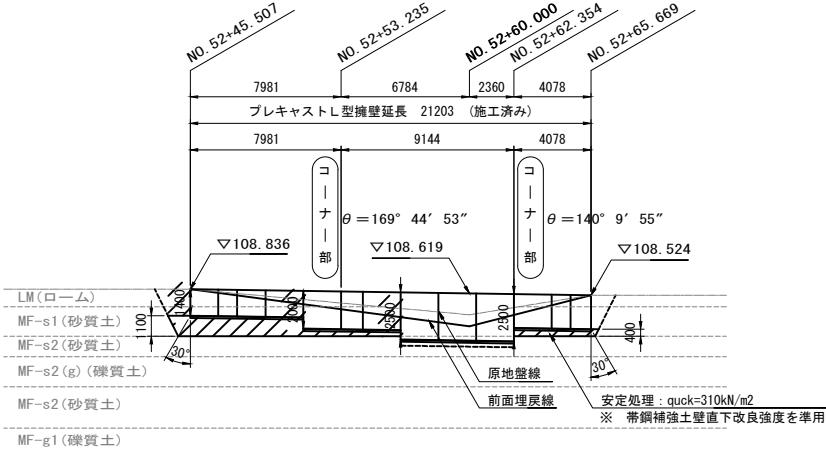
種 別	区 分	単位	記号	数量	種 別	区 分	単位	記号	数量
掘 削	オープン掘削	m2	C1	-	路体外盛土	4.0m≦W	m2	B6-1	-
						2.5m≦W<4.0m	〃	B6-2	-
						W<2.5m	〃	B6-3	-
路体盛土	4.0m≦W	m2	B1-1	51.3	中分盛土		m2	B7	-
	2.5m≦W<4.0m	〃	B1-2	-	植樹帯盛土		m2	B8	-
	W<2.5m	〃	B1-3	-	改良層		m2	B9	-
路床盛土	4.0m≦W	m2	B2-1	29.5	法面整形工	切土部(左)	m	CL1-1	-
	2.5m≦W<4.0m	〃	B2-2	-		切土部(右)	〃	CL1-2	-
	W<2.5m	〃	B2-3	1.5		盛土部(左)	〃	BL1-1	4.9
歩道盛土	4.0m≦W	m2	B3-1	-		盛土部(右)	〃	BL1-2	4.8
	2.5m≦W<4.0m	〃	B3-2	-					
	W<2.5m	〃	B3-3	0.6					
路肩盛土		m2	B4	-	法 面 工	切土法面(左)	m	CL2-1	-
畦畔盛土		m2	B5	-		切土法面(右)	〃	CL2-2	-
						盛土法面(左)	〃	BL2-1	-
						盛土法面(右)	〃	BL2-2	-

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	横断図(4)		
年月日	令和 8年 1月	日	
縮 尺	1:100	図面番号	19 の 10
会社名	株式会社 総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

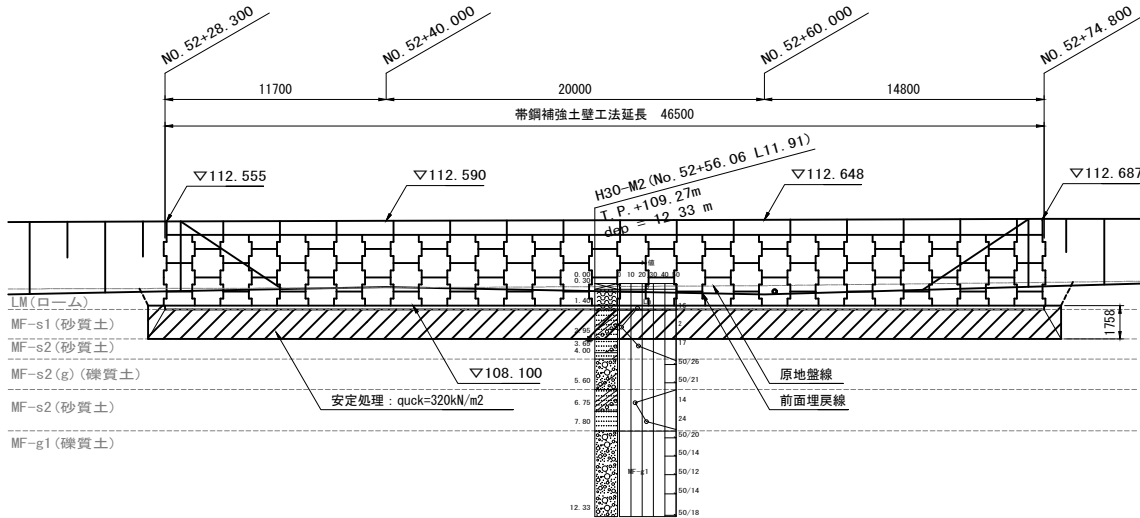
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

N0. 52+30付近～N0. 52+80付近

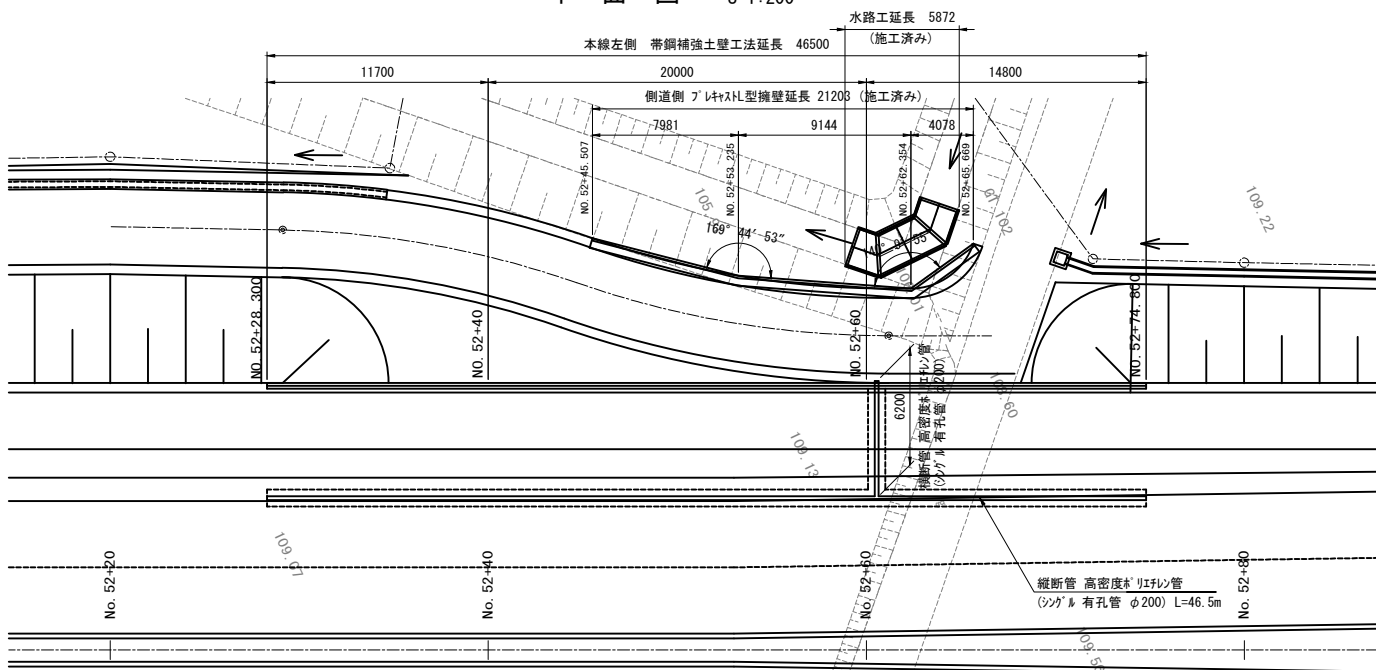
側道側 背面展開図 S=1:200



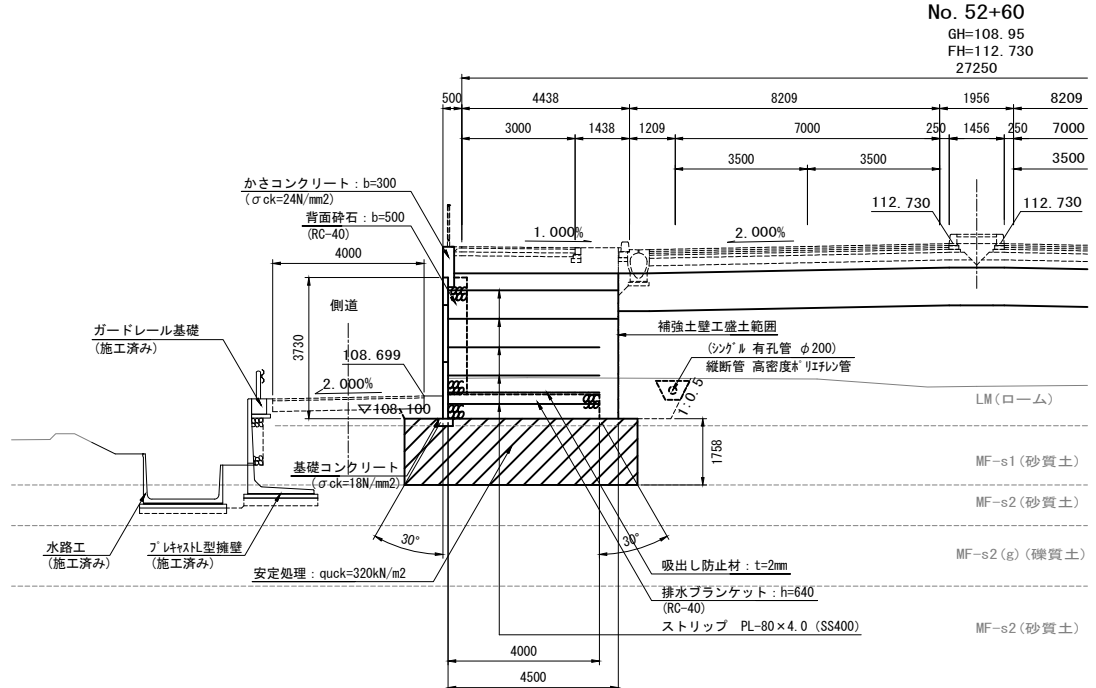
本線左側 背面展開図 S=1:200



平面图 S=1:200



標準断面図 S=1:100



- ・帶鋼補強土壁

設 計 条 件				
補強土壁の高さ		Hmax = 3.730 m		
盛 土 材 の 性 質		$\gamma=19\text{ kN/m}^3$ 、 $\phi=30^\circ$ ※ 円弧すべり検討のみ $c=10\text{ kN/m}$ 考慮		
盛土材とストリップの間の摩擦係数		$f' = 1.5 \sim 0.727$		
設 計 水 平 震 度 (レベル2：Ⅱ種地盤-A地域)		$kH = 0.20$ (内の安定検討)		
		$kH = 0.14$ (外的安定検討)		
		$kH = 0.20$ (円弧すべり)		
安 全 率			常 時	地 震 時
	ストリップの引き抜きに対して		2.00	1.20
	盛土のすべり破壊に対して		1.20	1.00
	滑动に対する安全率		1.50	1.20
	転倒に対する安定条件		B/6以下	B/3以下
	支持力に対する安全率		3.00	2.00
ストリップの引張許容応力度		SS400	$\sigma_{ta}=140\text{ N/mm}^2$	$\sigma_{ta}=210\text{ N/mm}^2$
ボルトのせん断許容応力度			$\tau_a=200\text{ N/mm}^2$	$\tau_a=300\text{ N/mm}^2$
コンクリートスキンの設計基準強度			$f'_{ck} = 35\text{ N/mm}^2$ 以上	
補強土（テールアルメ）壁工法設計施工マニュアル第4回改訂版（平成26年8月）準拠				

締固め管理値			
施 工 箇 所	仕上り厚	試験方法 JIS A 1210	締固め度 Dc (%)
一 般 部	25cm	A, B 法	95%以上
		C, D, E 法	90%以上

注) 盛土材の土質条件について、円弧すべり検討に限定して、粘着力 $C=10\text{kN/m}^2$ を考慮するものとし、内部安定検討では考慮しない。
施工時までに盛土材材料の土質試験をおこない、粘着力 $C=10\text{kN/m}^2$ 以上であることを確認する。

特記

1. 盛土材は、粒度試験を行い、次に示す〔A1〕もしくは〔A2〕材料であることを原則とする。
- 〔A1〕 粗粒分（土粒子の粒径が75 μ m以下のもの）の含有量が25%以下の土質材料。
- 〔A2〕 岩石材料の寸法が250mmを超える大きさのものを含まない硬さで、75 μ m以下の過百分中の細粒分の含有量が25%以下、かつ、大小の寸法のものが高濃度に混合して締結のしやすいものである。
2. 実施前において、必ず設置位における原地盤性状及び、基礎地盤の確認を要する。
3. 地山部及び掘削面に、異なる寸法（設計図に示されていない排水対策外）が見られる場合は、別途対策に、検討する必要がある。

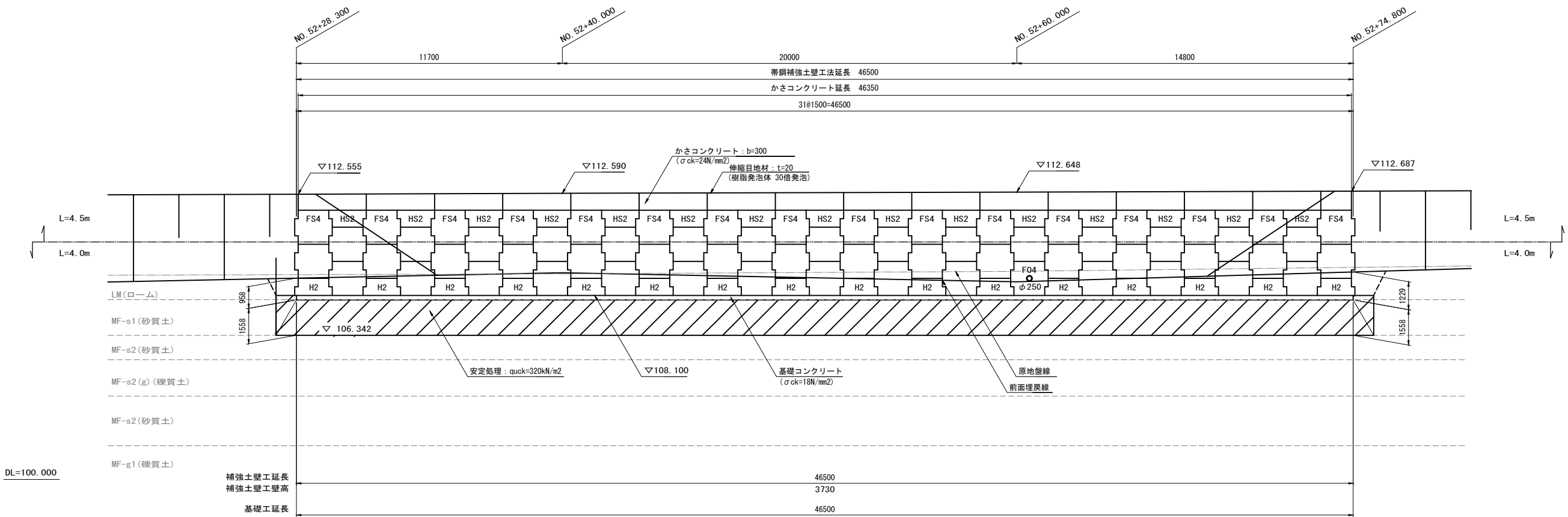
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	擁壁工一般図		
年月日	令和 8年 1月 日		
縮 尺	図示	図面番号	19 の 11
会社名	株式会社 復建技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

帯鋼補強土壁工構造図

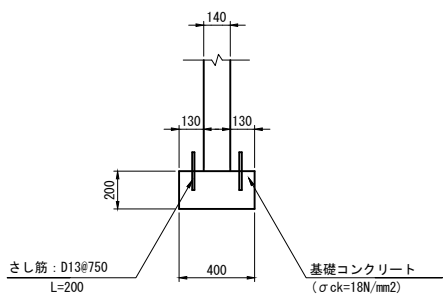
NO. 52+30付近～NO. 52+80付近

本線左側 背面展開図 S=1:100

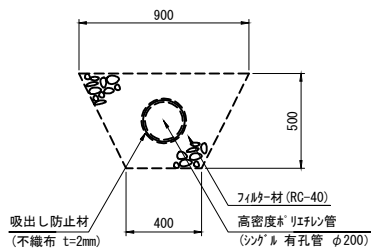


注) ・Lは、ストリップの敷設長さを表す。
・無記名スキンパネルは“F4”タイプを表す。
・補強土壁工法の延長は、壁前面を表す。
・ストリップは、全段SS400ストリップ(80×4.0)を取り付ける。

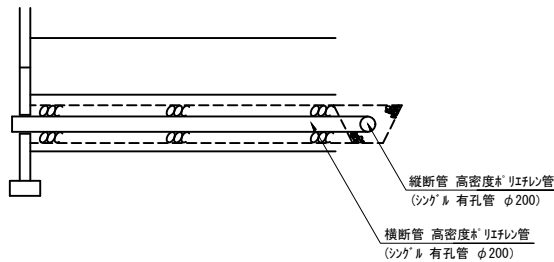
基礎工形状図 S=1:20



地下排水管断面図 S=1:20



排水工断面図 S=1:50

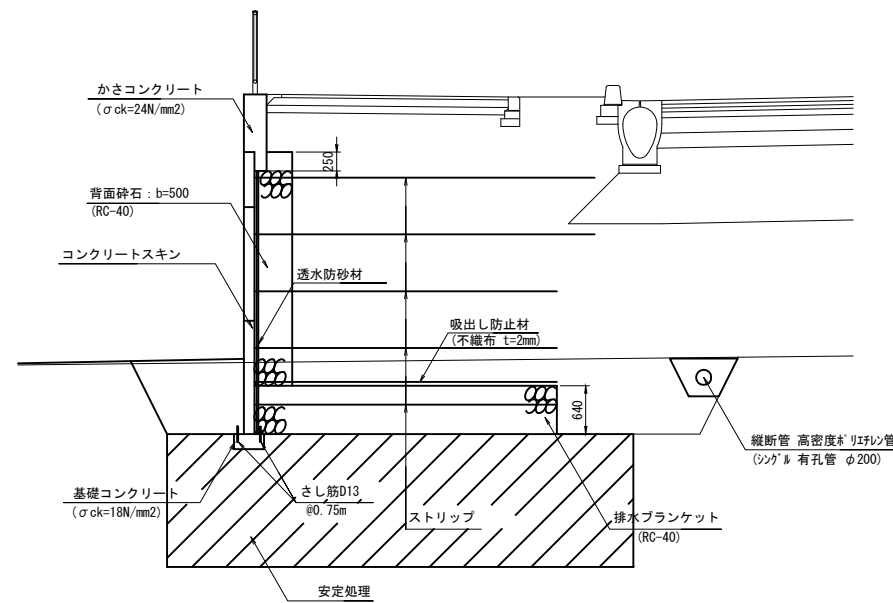


本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	帯鋼補強土壁工構造図		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮 尺	図示	図面番号	19 の 12
会社名	株式会社 復建技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

N0. 52+30付近～N0. 52+80付近

A-A断面図 S=1:50



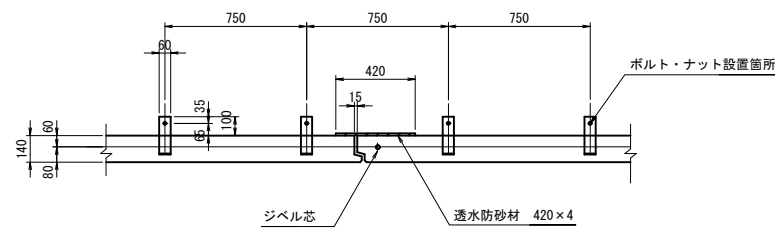
20 2980 70 9#300=2700 70 20 140 10

① D13 ② D13 ③ D13

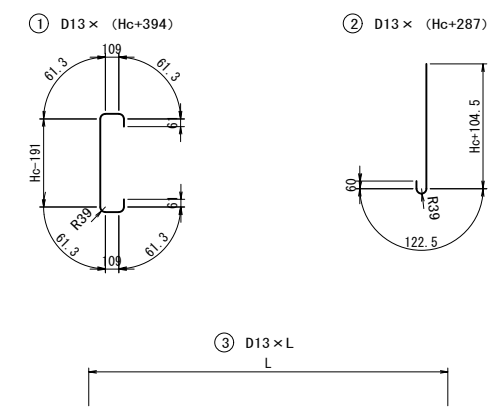
さし筋 D13

▽コンクリートせん天端

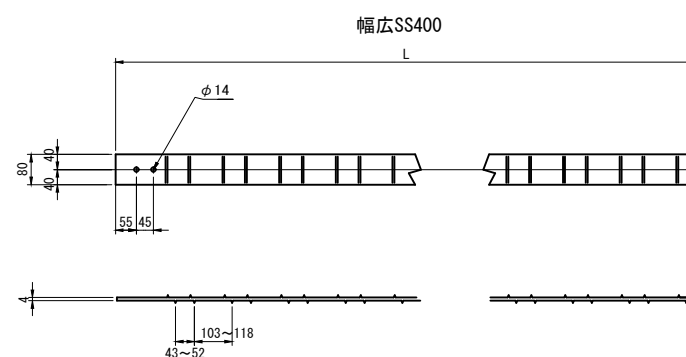
C-C断面図 S=1:20



鉄筋加工図



リブ付きストリップ S=1:10
(メッキあり)



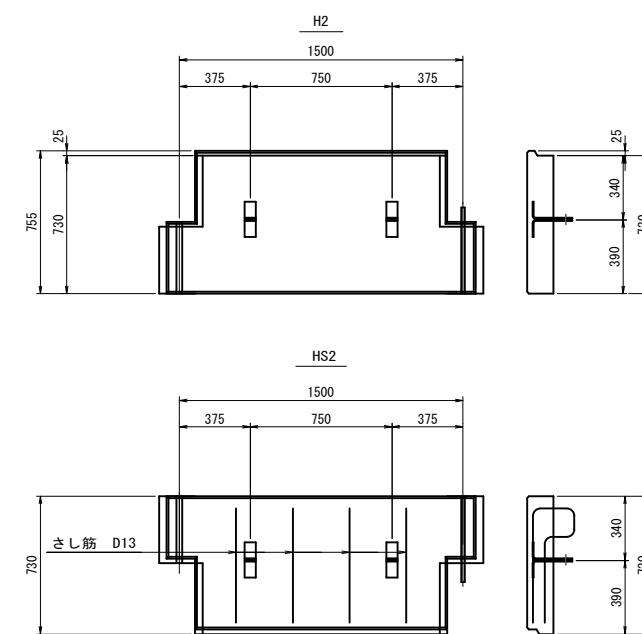
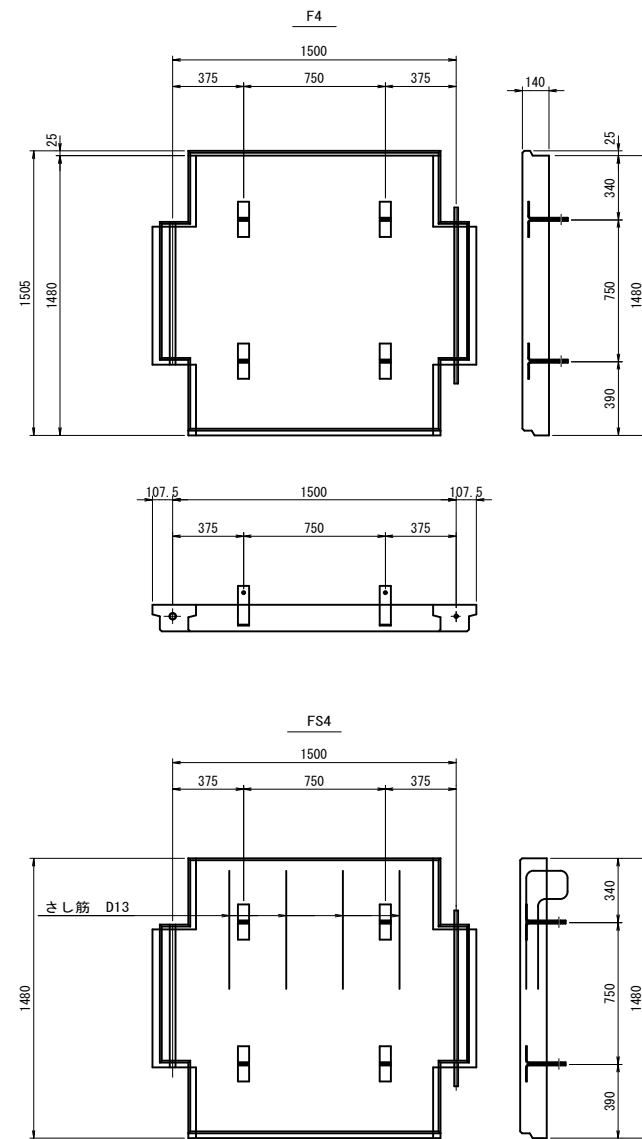
※鉄筋はSD345とする。

工事名	R7国道50号前橋空懸道路 赤堀井井地区改良その5工事		
図面名	帯鋼補強土壁工法詳細図(1)		
年月日	令和 8年 1月 日		
縮 尺	図示	図面番号	19 の 13
会社名	株式会社 復建技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

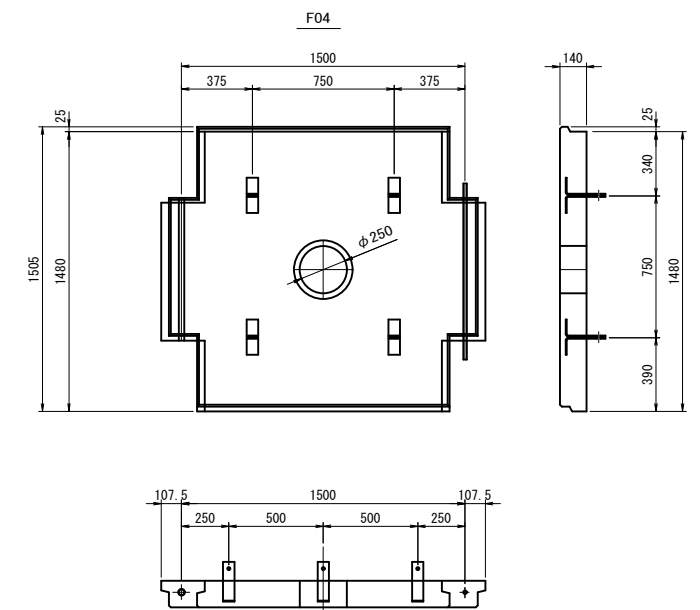
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

帯鋼補強土壁工法詳細図(2) S=1:20
N0. 52+30付近～N0. 52+80付近

標準スキンタイプ



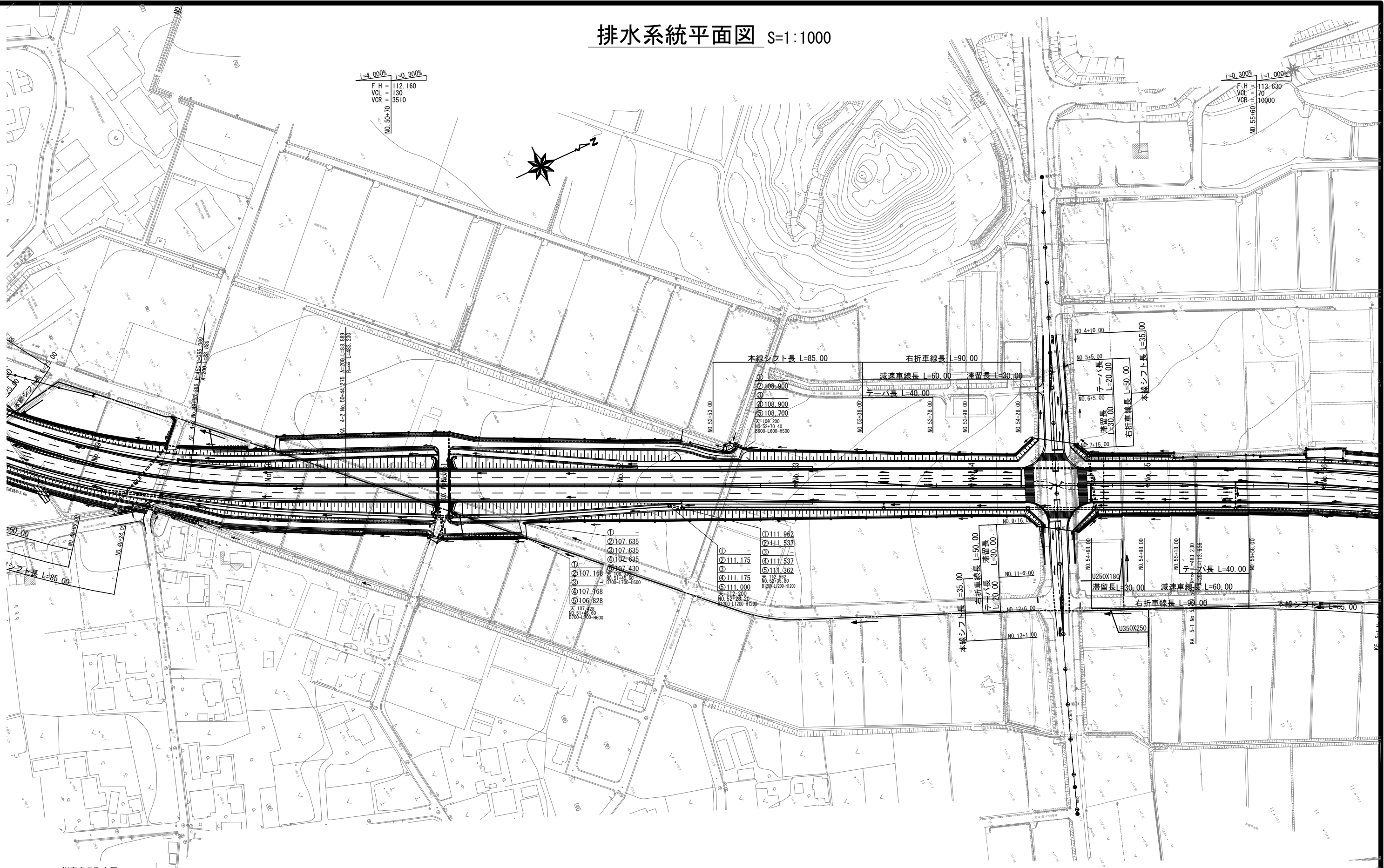
孔あきスキンタイプ



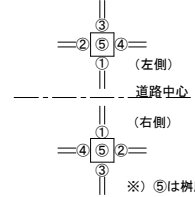
工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	帯鋼補強土壁工法詳細図(2)		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮 尺	1:20	図面番号	19 の 14
会社名	株式会社 復建技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

排水系統平面図 S=1:1000



树高表示取合図



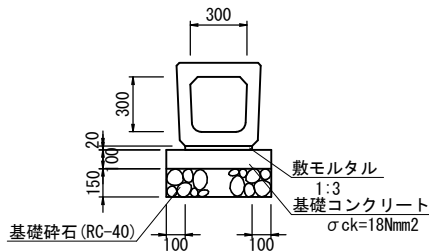
※) ⑤は樹底高

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀井地区改良その5工事		
図面名	排水系統平面図		
年月日	令和 8年 1月 日		
縮 尺	1:1000	図面番号	19 の 15
会社名	株式会社 総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

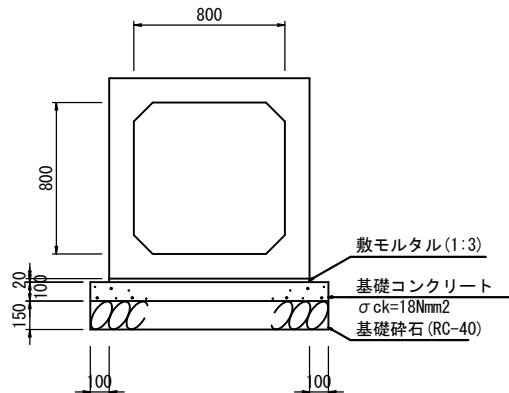
小構造物構造図(1) S=1:20

フレキャストボックス(1)



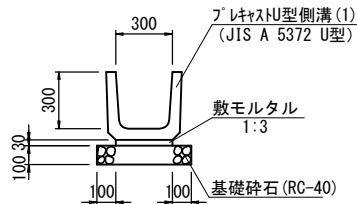
フレキャストボックス(1) 材料表 10m当り				
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
フレキャストボックス	B300-H300	m	10.0	
敷モルタル	1:3	m³	0.07	
基礎コンクリート	σck=18Nmm2	m³	0.6	
型 枠		式	1	
基礎碎石	RC-40, t=150	m²	5.6	

フレキャストボックス(2)



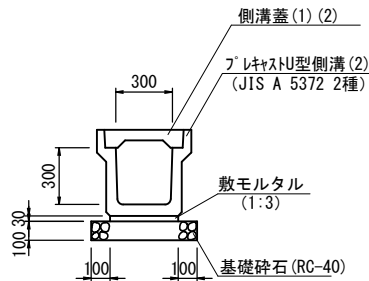
フレキャストボックス(2) 材料表 10m当り				
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
フレキャストボックス	B800-H800	m	10.0	
敷モルタル	1:3	m³	0.21	
基礎コンクリート	σck=18Nmm2	m³	1.3	
型 枠		式	1	
基礎碎石	RC-40, t=150	m²	12.6	

フレキャストU型側溝(1)



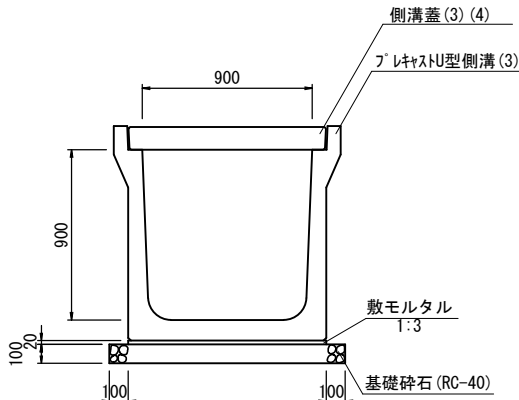
フレキャストU型側溝(1) 材料表 10m当り				
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
フレキャストU型側溝	PU1-B300-H300	m	10.0	
敷モルタル	1:3	m³	0.09	
基礎碎石	RC-40, t=100	m²	5.0	

フレキャストU型側溝(2)



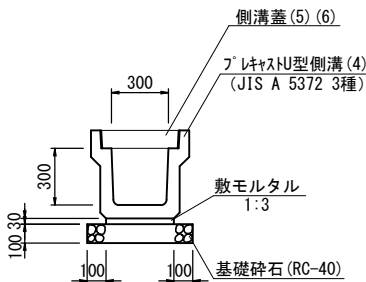
フレキャストU型側溝(2) 材料表 10m当り				
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
フレキャストU型側溝	PU2-B300-H300	m	10.0	
敷モルタル	1:3	m³	0.11	
基礎碎石	RC-40, t=100	m²	5.6	
側溝蓋(1)	PC3-B300	枚	18	L=500
側溝蓋(2)	歩道用, 細目	枚	1	L=1000

フレキャストU型側溝(3)



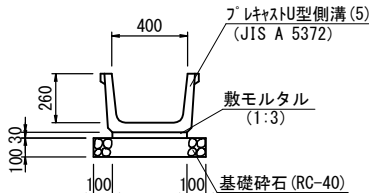
フレキャストU型側溝(3) 材料表 10m当り				
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
フレキャストU型側溝	PU2-B900-H900	m	10.0	L=2000
敷モルタル	1:3	m³	0.21	
基礎碎石	RC-40, t=100	m²	12.5	
側溝蓋(3)	B900歩道用	枚	9	L=1000
側溝蓋(4)	歩道用, 細目	枚	2	L=500

フレキャストU型側溝(4)



フレキャストU型側溝(4) 材料表 10m当り				
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
フレキャストU型側溝	PU3-B300-H300	m	10.0	
敷モルタル	1:3	m³	0.11	
基礎碎石	RC-40, t=100	m²	5.6	
側溝蓋(5)	PC4-B300	枚	18	L=500
側溝蓋(6)	車道用	枚	1	L=1000

フレキャストU型側溝(5)

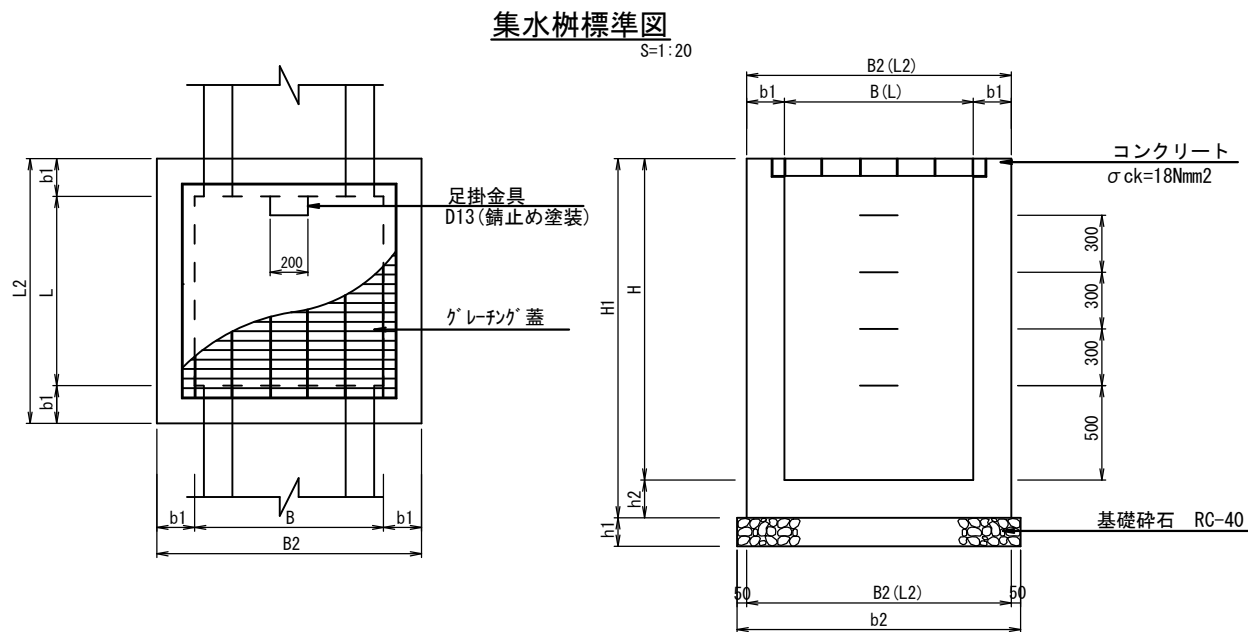


フレキャストU型側溝(5) 材料表 10m当り				
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
フレキャストU型側溝	BF-400-260	m	10.0	
敷モルタル	1:3	m³	0.12	
基礎碎石	RC-40, t=100	m²	6.0	

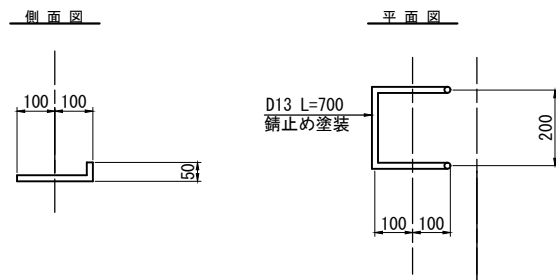
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	小構造物構造図(1)		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮 尺	1:20	図面番号	19 の 16
会社名	株式会社 総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

小構造物構造図(2)



足掛金具詳細図 S=1:10



寸法表

記 号	枡 蓋	寸 法 表 (単位mm)										
		B	b1	B2	b2	L	L2	I2	H	H1	h1	h2
現場打ち集水枡(1)	蓋(1)グレーチング 蓋 車道用	600	150	900	1000	600	900	1000	500	650	150	150
現場打ち集水枡(2)	蓋(2)グレーチング 蓋 車道用	700	150	1000	1100	700	1000	1100	600	750	150	150
現場打ち集水枡(3)	蓋(3)グレーチング 蓋 歩道用	700	150	1000	1100	700	1000	1100	600	750	150	150
現場打ち集水枡(4)	蓋(4)グレーチング 蓋 歩道用	1200	200	1600	1700	1200	1600	1700	1200	1350	200	150

現場打ち集水枡 材料表

名称	規格	単位	数量				摘要
			現場打ち集水枡(1)	現場打ち集水枡(2)	現場打ち集水枡(3)	現場打ち集水枡(4)	
コンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{Nmm}^2$	m3	0.277	0.386	0.386	1.428	
型枠		式	1	1	1	1	
基礎碎石	RC-40, t=150	m2	1.00	1.21	1.21	-	
	RC-40, t=200	m2	-	-	-	2.89	
グレーチング蓋	車道用	組	1	1	-	-	ボルト固定式 細目
	歩道用	組	-	-	1	1	落込式(鎖付) 細目
足掛金具		本	-	-	-	3	

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	小構造物構造図(2)		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮尺	図示	図面番号	19 の 17
会社名	株式会社 総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

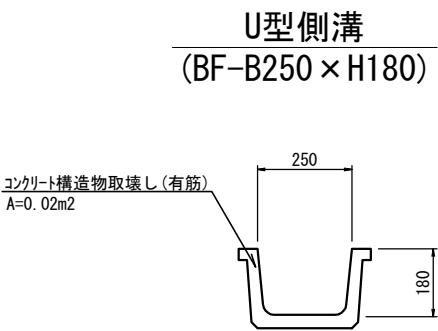
撤去工平面図 S=1:1000



工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	撤去工平面図		
年月日	令和 8年 1月	日	
縮 尺	1:1000	図面番号	19 の 18
会社名	株式会社 復建技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

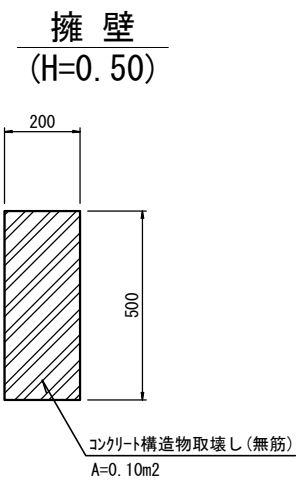
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

撤去工構造図 S=1:10



U型側溝 (B250×H180) 数量表 10m当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート構造物取壊し	有筋	m ³	0.2	
搬運搬・処分	有筋	m ³	0.2	



擁壁 (H=0.50) 数量表 10m当り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート構造物取壊し	無筋	m ³	1.0	
搬運搬・処分	無筋	m ³	1.0	

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 赤堀今井地区改良その5工事		
図面名	撤去工構造図		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮 尺	1:10	図面番号	19 の 19
会社名	株式会社 復建技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		